

## 目論見書補完書面

この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定に基づき、お客様が当投資信託（ファンド）をご購入するにあたり、ご理解していただく必要のある重要事項の情報を、あらかじめ提供するものです。お取引にあたっては、この書面及び目論見書の内容をよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

※この書面は、投資信託説明書（目論見書）の一部ではなく、マネックス証券の責任の下で作成しているものです。

### 手数料等の諸経費について

- ・当ファンドの手数料など諸経費の詳細は目論見書をご覧ください。
- ・お客様にご負担いただくお申込手数料、信託報酬など諸経費の種類ごとの金額及びその合計額等については、実際のお申込み金額、保有期間等に応じて異なる場合があります。

当社における申込手数料は、購入金額（購入口数×1口あたりの購入価額）に、ファンドごとの申込手数料率を乗じて計算します。

<口数指定でご購入する場合（例）>

申込手数料率3.0%（税抜）のファンドを購入価額10,000円（1万口あたり）で100万口ご購入いただく場合は、

申込手数料（税抜）=100万口×10,000円÷10,000口×3.0% = 30,000円となり、合計1,030,000円（税抜）お支払いいただくことになります。

<金額指定でご購入する場合（例）>

100万円の金額指定でご購入いただく場合、お支払いいただく100万円の中から申込手数料（税込）をいただきますので、100万円全額がファンドの購入金額となるものではありません。

### クーリング・オフの適用について

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はなく、クーリング・オフの対象とはなりませんので、ご注意ください。

### 1. 当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

## 2. 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- ・お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座又は外国証券取引口座の開設が必要となります。
- ・お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、契約締結時交付書面（取引報告書）をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます）。万一、記載内容が相違しているときは、速やかに当社お問合せ窓口へ直接ご連絡ください。

## 3. 当社の概要

- ・商号等 : マネックス証券株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 165 号
- ・本店所在地 : 〒107-6025 東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号
- ・設立 : 1999 年 5 月
- ・資本金 : 12,200 百万円
- ・主な事業 : 金融商品取引業
- ・加入協会 : 日本証券業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、  
一般社団法人 日本投資顧問業協会
- ・指定紛争  
解決機関 : 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
- ・連絡先 : ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。  
お客様ダイヤル : 0120-846-365（通話料無料）  
03-6737-1666（携帯電話・PHS・一部 IP 電話）  
ログイン ID と暗証番号をご用意ください。  
当社ウェブサイト : ログイン後の「ヘルプ・お問合せ」の入力  
フォームからお問合せいただけます。

以 上

(平成 29 年 2 月)

KTM\_TOUSHIN\_1.2

当資料は全ての投資信託の「目論見書補完書面」「投資信託説明書（交付目論見書）」に添付しているものです  
申込手数料や解約手数料がかからない投資信託につきましては、以下の説明は該当しません。

## 申込手数料に関するご説明

- 投資信託の申込手数料は購入時に負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

### 例えば、申込手数料が3%（税抜き）の場合

【保有期間】                    【1年あたりのご負担率（税抜き）】



※投資信託によっては、申込手数料をいただかず、解約時に保有期間に応じた解約手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。実際にお買付いただく投資信託の手数料率や残存期間については、当社ウェブサイトや「投資信託説明書（交付目論見書）」にてご確認ください。

※投資信託をご購入いただいた場合には、上記の申込手数料のほか、信託報酬やその他費用等をご負担いただきます。また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。実際の手数料率等の詳細は、当社ウェブサイトや「投資信託説明書（交付目論見書）」にてご確認ください。

(2017年10月)

# 東京海上・国内債券ファンド

追加型投信／国内／債券



- 本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。
- 本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- 本書により行う「東京海上・国内債券ファンド」(以下「当ファンド」といいます。)の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2019年12月20日に関東財務局長に提出しており、2019年12月21日にその効力が生じています。
- 当ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。
- 当ファンドの信託財産は信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- 請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようしてください。
- ファンドの販売会社、基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

委託会社(ファンドの運用の指図を行う者)  
**東京海上アセットマネジメント株式会社**  
 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第361号  
 設立年月日:1985年12月9日  
 資本金:20億円  
 運用する投資信託財産の合計純資産総額:2兆8,140億円  
 (2019年9月末現在)

照会先  
**東京海上アセットマネジメント株式会社**  
 ホームページ  
<https://www.tokiomarineam.co.jp/>  
 サービスデスク  
**0120-712-016** ※土日祝日・年末年始を除く9時~17時

受託会社(ファンドの財産の保管及び管理を行う者)  
**三菱UFJ信託銀行株式会社**

商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
追加型	国内	債券	その他資産 (投資信託証券(債券(一般)))	年1回	日本	ファミリーファンド

※商品分類及び属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

# ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

当ファンドは、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指し、NOMURA-BPI（総合）を上回る投資成果を目標とし、同様の運用目標を持つ「TMA日本債券マザーファンド」（以下「マザーファンド」ということがあります。）受益証券を主要投資対象として運用を行います。

## ファンドの特色

1

主に日本の債券に投資します。

主に日本の債券を主要投資対象として運用するマザーファンド受益証券に投資します。

当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。したがって、実質的な運用は、マザーファンドで行うこととなります。

2

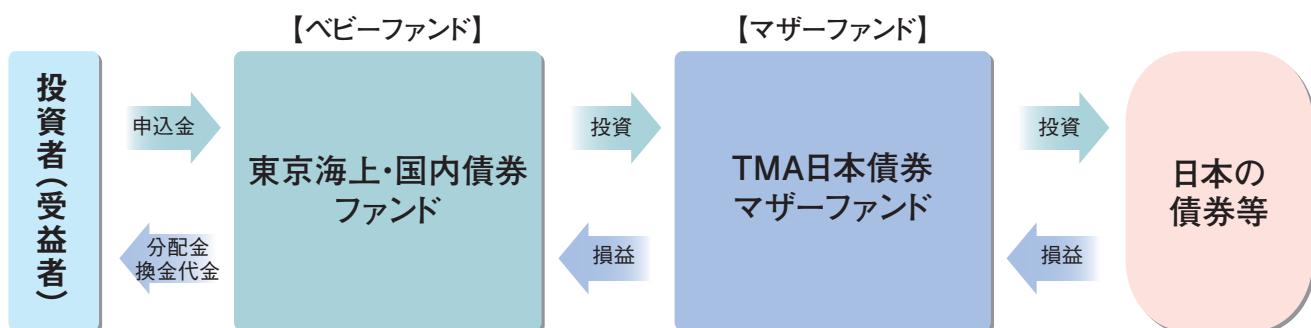
NOMURA-BPI（総合）をベンチマークとし、ベンチマークを上回る投資成果をめざします。

\*NOMURA-BPI（野村ボンド・パフォーマンス・インデックス）（総合）とは、野村證券が公表する日本の公募債券流通市場全体の動向を的確に表す代表的な指標です。NOMURA-BPIは、野村證券の知的財産です。野村證券は、当ファンドの運用成績等に関し、一切責任ありません。

3

ファミリーファンド方式で運用を行います。

原則として、マザーファンド受益証券の組入比率は高位に保ちます。ただし、投資環境等によっては弾力的に運用することができます。



\*「ファミリーファンド方式」とは、受益者の投資資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンド（親投資信託）に投資することにより、実質的な運用をマザーファンドにて行う方式です。ベビーファンドがマザーファンドに投資するに際しての投資コストはかかりません。また、他のベビーファンドが、マザーファンドへ投資することがあります。

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

# ファンドの目的・特色

## ファンドの投資プロセス

ポートフォリオは、イールド選択(金利選択)、スプレッド選択および銘柄選択を付加価値の源泉として構築します。

### ●イールド選択(金利選択)

金融政策やインフレ指標等の分析から長短金利の方向性を予測し、たとえば金利低下を予測する場合はデュレーションを長期化、金利上昇を予測する場合はデュレーションを短期化する戦略をとります。

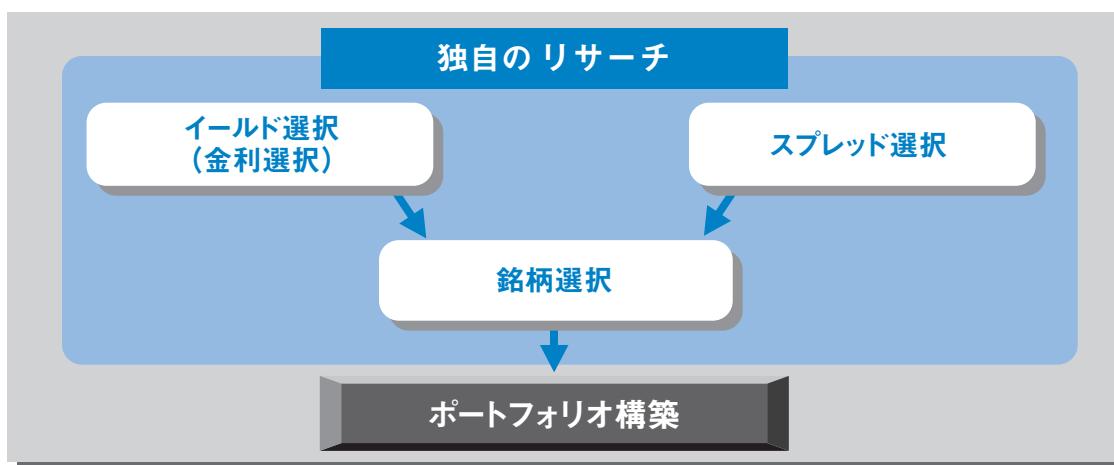
※デュレーションとは、金利の変化に対する債券価格の変動性を示す指標です。その値が大きいほど、金利の変化に対して価格の動きが大きいことを意味します。

### ●スプレッド選択

債券の信用度や流動性等の分析によりスプレッド(国債との利回り較差。信用度が低い企業の発行する債券は国債に比べて、より利回りが高い。)の妥当性や変化の方向性を見定め、スプレッド縮小を予測する場合は、スプレッド縮小の恩恵を得られる社債等の比率を高める等の戦略をとります。

### ●銘柄選択

債券の残存期間と最終利回りの関係を分析し、相対的に高利回りな銘柄を選別します。社債等においては、ファンドマネジャーによる企業訪問で得た情報等を分析し銘柄を選択します。



## 分配方針

原則として、毎決算時に収益分配を行います。分配対象額は、経費控除後の、繰越分を含めた利子・配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とし、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して収益分配金額を決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

## 主な投資制限

株式	株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。(ただし、転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権の行使により取得する場合に限ります。)
外貨建資産	外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

# 投資リスク

## 基準価額の変動要因

当ファンドは、主に公社債等値動きのある証券を実質的な投資対象としますので、基準価額は変動します。したがって、当ファンドは元本が保証されているものではありません。

委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、全て投資者に帰属します。

投資信託は預貯金や保険と異なります。

当ファンドへの投資には主に以下のリスクが想定され、これらの影響により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

金 利 変 動 リ ス ク	公社債は、一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、反対に金利が下落した場合には価格は上昇します。したがって、金利が上昇した場合、当ファンドの基準価額の下落要因となります。
信 用 リ ス ク	一般に公社債や短期金融商品等の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合、またはデフォルトが予想される場合には、当該公社債等の価格は大幅に下落することになります。したがって、当ファンドの組入公社債等にデフォルトが生じた場合、またデフォルトが予想される場合には、当ファンドの基準価額の下落要因となります。
流 動 性 リ ス ク	受益者から短期間に相当金額の解約申込があった場合、ファンドは組入資産を売却することで解約金額の手当てを行いますが、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。これに伴い基準価額が大きく下落することがあります。

## その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの收益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全額が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

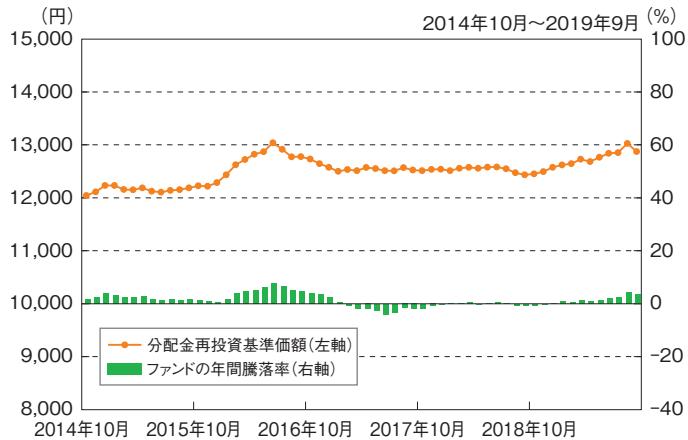
## リスクの管理体制

委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。

# 投資リスク

## 参考情報

### ●ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

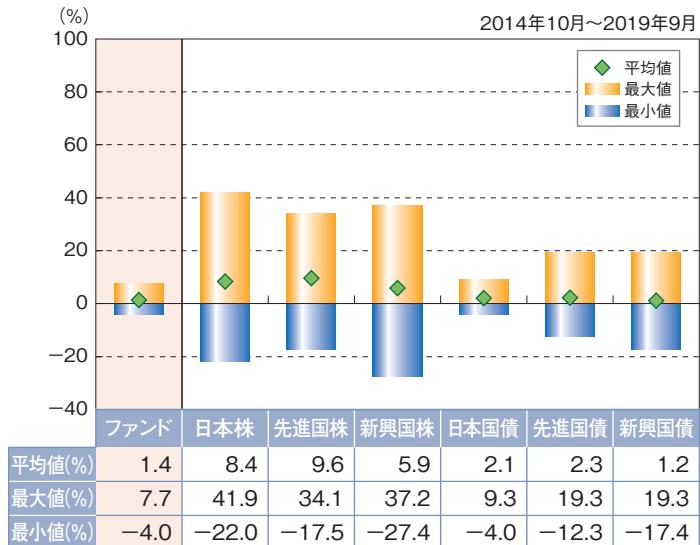


※過去5年間の各月末における分配金再投資基準価額と直近1年間の騰落率を表示したものです。

※分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものとして計算した基準価額であり、実際の基準価額とは異なる場合があります。

※年間騰落率は、税引前分配金を再投資したものとして計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

### ●ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。  
なお、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※過去5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。

※ファンドは分配金再投資基準価額の年間騰落率です。税引前分配金を再投資したものとして計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

### ●代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指標について

#### 日本株:TOPIX(東証株価指数)(配当込み)

TOPIXは東京証券取引所が発表している東証市場第一部全銘柄の動きを捉える株価指数です。TOPIXの指數値および商標は、東京証券取引所の知的財産であり、TOPIXに関するすべての権利およびノウハウは東京証券取引所が有します。東京証券取引所は、TOPIXの指數値の算出もしくは公表の方法の変更、公表の停止、TOPIXの商標の変更、使用的の停止を行う場合があります。

#### 先進国株:MSCIコクサイ指標(配当込み、円ベース)

MSCIコクサイ指標(配当込み、円ベース)とは、MSCI社が発表している日本を除く主要先進国の株式市場の動きを捉える代表的な株価指標です。同指標の著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI社に帰属します。また、MSCI社は同指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。MSCI社の許諾なしにインデックスの一部または全部を複製、頒布、使用等することは禁じられています。MSCI社は当ファンドとは関係なく、当ファンドから生じるいかなる責任も負いません。

#### 新興国株:MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI社が発表している新興国の株式市場の動きを捉える代表的な指標です。同指標の著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI社に帰属します。また、MSCI社は同指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。MSCI社の許諾なしにインデックスの一部または全部を複製、頒布、使用等することは禁じられています。MSCI社は当ファンドとは関係なく、当ファンドから生じるいかなる責任も負いません。

#### 日本国債:NOMURA-BPI(国債)

NOMURA-BPI(国債)は、野村證券が公表する日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指標です。なお、NOMURA-BPI(国債)に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券に帰属します。

#### 先進国債:FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

#### 新興国債:JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指標です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

(注)海外の指標は、為替ヘッジなしの指標を採用しています。

騰落率は、データソースが提供する各指標をもとに委託会社が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

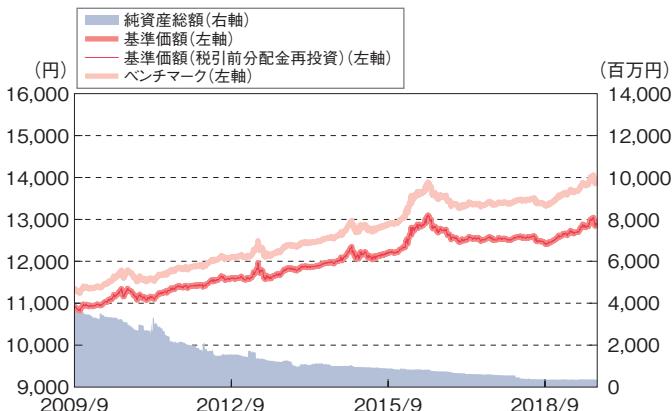
上記は過去の実績であり、将来の動向等を示唆・保証するものではありません。

# 運用実績

2019年9月30日現在

## 基準価額、パフォーマンス等の状況

### ● 基準価額・純資産総額の推移



※基準価額は信託報酬控除後のものです。後述の信託報酬に関する記載をご覧ください。  
※ベンチマークは設定日を10,000円として指数化したもので、参考情報として記載しており、ファンドの運用実績ではありません。(設定日:2001年3月30日)  
※基準価額は1万口当たりで表示しています。  
※上記グラフは過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。  
※「INOMURA-BPI(野村ボンド・パフォーマンス・インデックス)(総合)」とは、野村證券が公表する日本の公募債券流通市場全体の動向を的確に表す代表的な指標です。  
NOMURA-BPIは、野村證券の知的財産です。野村證券は、当ファンドの運用成績等に関し、一切責任を負いません。

### ● 基準価額・純資産総額

基 準 価 額	12,875円
純 資 産 総 額	352百万円

### ● 謄落率(税引前分配金再投資、%)

	1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	1年	3年	設定来
ファンド	-1.17	+0.26	+1.13	+3.52	+0.76	+28.75
ベンチマーク	-1.06	+0.40	+1.32	+4.03	+2.27	+38.91

※ファンドの謄落率は、税引前分配金を再投資したものとして計算しているため、実際の投資家利回りとは異なります。

### ● 分配の推移(1万口当たり、税引前)

第14期	2015年3月20日	0円
第15期	2016年3月22日	0円
第16期	2017年3月21日	0円
第17期	2018年3月20日	0円
第18期	2019年3月20日	0円
設定来累計		分配実績なし

※分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。  
分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

## 主要な資産の状況

当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っており、マザーファンドの資産の状況を記載しています。

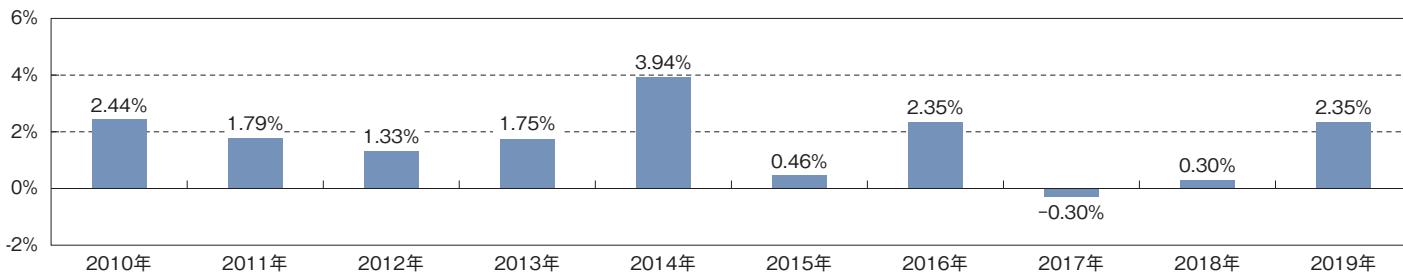
### ● 債券種別組入構成比率(%)

種 別	ファンド	ベンチマーク
国債	61.1	83.6
地方債	1.9	6.3
政府保証債	—	2.5
金融債	1.9	0.5
事業債	29.7	5.3
円建外債	2.1	0.5
MBS・ABS	2.3	1.4
短期金融資産等	0.9	—
合 計	100.0	100.0
純資産総額	89,281百万円	

### ● 保有債券の属性情報

	ファンド	ベンチマーク
平均残存期間(年)	10.24	9.77
平均修正デュレーション	9.56	9.45
平均クーポン(%)	0.60	0.92
平均最終利回り(複利、%)	0.04	-0.11

## 年間收益率の推移



※ファンドの收益率は、税引前分配金を再投資したものとして計算しています。

※当年は昨年末と基準日の謄落率です。※上記は過去の実績であり、将来の動向等を示唆・保証するものではありません。

※最新の運用実績は、委託会社のホームページでご確認いただけます。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

# 手続・手数料等

## お申込みメモ

購入単位	販売会社やお申込みのコース等によって異なります。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の基準価額
購入代金	販売会社所定の期日までに販売会社にお支払いください。
換金単位	販売会社やお申込みのコース等によって異なります。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金請求受付日の基準価額
換金代金	原則として、換金請求受付日から起算して、5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として午後3時までとします。受付時間を過ぎてからのお申込みについては、翌営業日受付の取扱いとなります。
購入の申込期間	2019年12月21日から2020年3月18日まで 原則として、上記申込期間中の毎営業日にお申込みを受け付けます。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することがあります。また、購入の場合は、既に受け付けた購入のお申込みの受付を取り消すこともあります。
購入・換金申込不可日	ありません。
信託期間	2020年3月19日まで(2001年3月30日設定)
繰上償還	受益権の総口数が10億口を下回ることとなったとき、ファンドを償還することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、繰上償還することができます。
決算日	3月20日(年1回。ただし、当日が休業日の場合には翌営業日とします。)
収益分配	年1回の決算時に収益分配方針に基づき、収益分配を行います。 ※販売会社との契約によっては再投資が可能です。
信託金の限度額	5兆円
公告	委託会社が受益者に対する公告は、原則として電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ( <a href="https://www.tokiomarineam.co.jp/">https://www.tokiomarineam.co.jp/</a> )に掲載します。
運用報告書	ファンドの決算時および償還時に、交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は、税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 益金不算入制度および配当控除の適用はありません。 ※上記は、2019年9月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、内容等が変更される場合があります。

# 手続・手数料等

## ファンドの費用・税金

### ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用			
購入時手数料	ありません。		
信託財産留保額	ありません。		
投資者が信託財産で間接的に負担する費用			
運用管理費用 (信託報酬)	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年率0.594% (税抜0.54%) を乗じて得た金額とし、計算期間を通じて毎日計上します。信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了の時に信託財産中から支弁します。 運用管理費用(信託報酬)の配分(税抜)については以下の通りとします。		
	委託会社 <sup>*1</sup> 年率0.25%	販売会社 <sup>*2</sup> 年率0.25%	受託会社 <sup>*3</sup> 年率0.04%
*1 委託した資金の運用、基準価額の計算、目論見書作成等の対価 *2 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価 *3 運用財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行の対価			
その他の費用・手数料	信託財産の財務諸表の監査に要する費用*(下表参照)、信託事務等に要する諸費用、立替金の利息、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、先物・オプション取引に要する費用、外国における資産の保管等に要する費用および借入金の利息等が保有期間中、その都度かかります。		
	純資産総額 200億円以下の場合	財務諸表の監査に要する費用 純資産総額に年率0.044% (税込) を乗じた金額(上限年44万円の1日分相当額)	
	200億円超の場合	年44万円の1日分相当額+純資産総額200億円超の部分に年率0.0033% (税込) を乗じた金額	
	* 監査法人に支払うファンドの監査にかかる費用であり、計算期間を通じて毎日計上し、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了の時に信託財産中から支弁します。 ※監査費用を除くこれらの費用は実際の取引等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。		

上記手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

### 税金

・税金は表に記載の時期に適用されます。

・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税、復興特別所得税 および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税、復興特別所得税 および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」および未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※2020年1月1日以降の分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記とは異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は、2019年9月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、内容等が変更される場合があります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。



# 東京海上・国内債券ファンド

## 追加型投信／国内／債券

**投資信託説明書  
(請求目論見書)**  
2019年12月

**東京海上アセットマネジメント**

この「投資信託説明書（請求目論見書）」は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づき、投資家の請求により交付される目論見書です。課税上は株式投資信託として取扱われます。

1. 本書は金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。
2. この投資信託説明書（請求目論見書）により行う「東京海上・国内債券ファンド」（以下「当ファンド」といいます。）の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2019年12月20日に関東財務局長に提出しており、2019年12月21日にその効力が生じています。

発行者名	東京海上アセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 後藤 俊夫
本店の所在の場所	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
有価証券届出書・有価証券届出書の訂正届出書の写しを縦覧に供する場所	該当なし

## 目 次

頁

第一 部 証券情報	.....	1
-----------	-------	---

第二 部 ファンド情報	.....	3
-------------	-------	---

第1 ファンドの状況	.....	3
------------	-------	---

1. ファンドの性格	.....	3
------------	-------	---

2. 投資方針	.....	10
---------	-------	----

3. 投資リスク	.....	19
----------	-------	----

4. 手数料等及び税金	.....	23
-------------	-------	----

5. 運用状況	.....	25
---------	-------	----

第2 管理及び運営	.....	30
-----------	-------	----

1. 申込（販売）手続等	.....	30
--------------	-------	----

2. 換金（解約）手続等	.....	31
--------------	-------	----

3. 資産管理等の概要	.....	32
-------------	-------	----

4. 受益者の権利等	.....	34
------------	-------	----

第3 ファンドの経理状況	.....	35
--------------	-------	----

第4 内国投資信託受益証券事務の概要	.....	69
--------------------	-------	----

第三 部 委託会社等の情報	.....	70
---------------	-------	----

第1 委託会社等の概況	.....	70
-------------	-------	----

約款

# 第一部 【証券情報】

## (1) 【ファンドの名称】

東京海上・国内債券ファンド（以下「当ファンド」ということがあります。）

## (2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定に基づく投資信託の受益権であり、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である東京海上アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」といいます。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

当初の1口当たり元本は1円です。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

## (3) 【発行（売出）価額の総額】

5兆円を上限とします。

## (4) 【発行（売出）価格】

取得申込受付日の基準価額

基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。

●委託会社のお問い合わせ先（以下「委託会社サービスデスク」といいます。）

東京海上アセットマネジメント サービスデスク

0120-712-016（土日祝日・年末年始を除く9時～17時）

## (5) 【申込手数料】

申込時の手数料はありません。

## (6) 【申込単位】

①申込方法には、収益分配金の受取方法によって、以下の2種類のコースがあります。

分配金受取りコース	分配金を受け取るコースです。
分配金再投資コース	分配金が税引き後、自動的に無手数料で再投資されるコースです。

②販売会社やお申込みのコース等によって申込単位は異なります。また、販売会社により取扱うコースが異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

（販売会社との間で定時定額購入サービスに関する契約を締結した場合、当該契約で規定する取得申込単位によるものとします。）

③分配金再投資コースにおける収益分配金の再投資に際しては、上記にかかわらず1口単位で取得することができます。

## (7) 【申込期間】

2019年12月21日から2020年3月18日まで

上記申込期間中の毎営業日にお申込みを受け付けます。

## (8) 【申込取扱場所】

販売会社の本・支店等で取扱います。ただし、一部取扱いを行わない支店等がある場合がありますので、販売会社の最寄りの本・支店等にお問い合わせください。なお、販売会社については、委託会社サービスデスクにお問い合わせください。

## (9) 【払込期日】

取得申込者は、申込金（発行価格に取得申込口数を乗じて得た申込時の支払総額をいいます。）を販売会社所定の期日までに販売会社に支払うものとします。

各取得申込日の発行価額の総額は各追加信託が行われる日に、販売会社から、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社である三菱UFJ信託銀行株式会社（以下「受託会社」といいます。）の指定する当ファンドの口座に振込まれます。

## (10) 【払込取扱場所】

申込金は、お申込みの販売会社にお支払いください。

## (11) 【振替機関に関する事項】

当ファンドの受益権の振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

## (12) 【その他】

### ①申込の方法

- a. 受益権の取得申込は、販売会社において申込期間中の毎営業日に受け付けます。
- b. 取得申込者は、申込金額相当額の申込金を販売会社に支払うものとします。ただし、当ファン  
ドは上記「(9)払込期日」にしたがい受託会社に払込まれた時点で初めて設定がなされ、取得  
申込者はその時点から当ファンドの当該設定にかかる受益者となります。申込金には利息を付  
けません。
- c. 取得申込の受付は、原則として午後3時までの受付分を当日分とし、この受付時間を過ぎてか  
らの申込分は翌営業日の受付分とします。
- d. 上記にかかわらず、証券取引所（※）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得  
ない事情が発生し、委託会社が追加設定を制限する措置を取った場合には、販売会社は、受  
益権の取得申込の受付を中止すること、および既に受け付けた取得申込の受付を取り消すこと  
ができます。

（※）金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3  
号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金  
融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設す  
るものを「証券取引所」といいます（以下、本書において同じ。）。

- e. 取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込を行うものとします。（ただし、既に  
取引口座をお持ちの場合を除きます。）
- f. 分配金再投資コースの場合には、申込の際、取得申込者と販売会社の間で、自動けいぞく（累  
積）投資に関する契約を締結する必要があります。  
※上記の契約について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約等が用いられることがあります。  
この場合、当該別の名称に読み替えるものとします（以下同じ。）。
- g. 定時定額購入サービスを選択した取得申込者は、販売会社との間で定時定額購入サービスに関  
する取り決めを行います。

### ②日本以外の地域における発行

該当ありません。

### ③振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記  
載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。  
ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に  
記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

###### ①ファンドの目的

当ファンドは、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指し、NOMURA-BPI（総合）を上回る投資成果を目標とし、同様の運用目標を持つ「TMA日本債券マザーファンド」（以下「マザーファンド」ということがあります。）受益証券を主要投資対象として運用を行います。

※NOMURA-BPI（野村ボンド・パフォーマンス・インデックス）（総合）とは、野村證券が公表する日本の公募債券流通市場全体の動向を的確に表す代表的な指標です。NOMURA-BPIは、野村證券の知的財産です。野村證券は、当ファンドの運用成績等に関し、一切責任ありません。

※「TMA」とは委託会社である「東京海上アセットマネジメント株式会社（TOKIO MARINE ASSET MANAGEMENT CO., LTD.）」の略称です。

###### ②基本的性格

当ファンドは、追加型投信／国内／債券に属します。

当ファンドの商品分類表および属性区分表は、以下の通りです。

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国 内	株 式
	海 外	債 券
追加型投信	内 外	不動産投信
		その他資産 ( )
		資産複合

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式	年1回	グローバル	
一般			
大型株	年2回	日本	
中小型株	年4回	北米	
債券		欧州	ファミリーファンド
一般	年6回 (隔月)	アジア	
公債		オセアニア	
社債		中南米	
その他債券	年12回 (毎月)	アフリカ	
クレジット属性 ( )	日々	中近東 (中東)	
不動産投信	その他 ( )	エマージング	ファンド・オブ・ファンズ
その他資産 (投資信託証券 (債券 (一般) ))			
資産複合 ( )			
資産配分固定型			
資産配分変更型			

※当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

※投資形態が、ファミリーファンドまたはファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資することとなりますので、商品分類表と属性区分表の投資対象資産が異なります。

### 商品分類の定義

単位型・追加型	単位型投信	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われて從来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	MMF（マネー・マネジメント・ファンド）	一般社団法人投資信託協会の「MMF等の運営に関する規則」に定められるMMFをいいます。
	MRF（マネー・リザーブ・ファンド）	一般社団法人投資信託協会の「MMF等の運営に関する規則」に定められるMRFをいいます。
	ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	目論見書または投資信託約款において、各種指標に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。
	特殊型	目論見書または投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※商品分類の定義は、一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」をもとに委託会社が作成しております。

### 属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	目論見書または投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	目論見書または投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。

債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
	公債	目論見書または投資信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	社債	目論見書または投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他債券	目論見書または投資信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	格付等クレジットによる属性	目論見書または投資信託約款において、上記債券の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記債券に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記します。
	不動産投信	目論見書または投資信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	目論見書または投資信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	資産配分 固定型	目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいいます。
	年1回	目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年2回	目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年4回	目論見書または投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年6回（隔月）	目論見書または投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年12回（毎月）	目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々	目論見書または投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象 地域	その他	上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
	グローバル	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

	オセアニア	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会の「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定されるファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経225	目論見書または投資信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。
	TOPIX	目論見書または投資信託約款において、TOPIXに連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	上記指標にあてはまらない全てのものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	目論見書または投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指標・資産等への連動若しくは逆連動（一定倍の連動若しくは逆連動を含む。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	目論見書または投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型／絶対収益追求型	目論見書または投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他型	目論見書または投資信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※属性区分の定義は、一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」をもとに委託会社が作成しております。

### ③信託金の限度額

当ファンドの信託金限度額は、信託約款の定めにより5兆円となっています。ただし、受託会社と合意のうえ、変更することができます。

#### ④ファンドの特色

1

#### 主に日本の債券に投資します。

主に日本の債券を主要投資対象として運用するマザーファンド受益証券に投資します。

当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。したがって、実質的な運用は、マザーファンドで行うこととなります。

2

#### NOMURA-BPI(総合)をベンチマークとし、ベンチマークを上回る投資成果をめざします。

※NOMURA-BPI(野村ボンド・パフォーマンス・インデックス)(総合)とは、野村證券が公表する日本の公募債券流通市場全体の動向を的確に表す代表的な指標です。NOMURA-BPIは、野村證券の知的財産です。野村證券は、当ファンドの運用成績等に関し、一切責任ありません。

3

#### ファミリーファンド方式で運用を行います。

原則として、マザーファンド受益証券の組入比率は高位に保ちます。ただし、投資環境等によっては弾力的に運用することができます。



※「ファミリーファンド方式」とは、受益者の投資資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンド(親投資信託)に投資することにより、実質的な運用をマザーファンドにて行う方式です。ベビーファンドがマザーファンドに投資するに際しての投資コストはかかりません。また、他のベビーファンドが、マザーファンドへ投資することがあります。

## ファンドの投資プロセス

ポートフォリオは、イールド選択（金利選択）、スプレッド選択および銘柄選択を付加価値の源泉として構築します。

### ●イールド選択（金利選択）

金融政策やインフレ指標等の分析から長短金利の方向性を予測し、たとえば金利低下を予測する場合はデュレーションを長期化、金利上昇を予測する場合はデュレーションを短期化する戦略をとります。

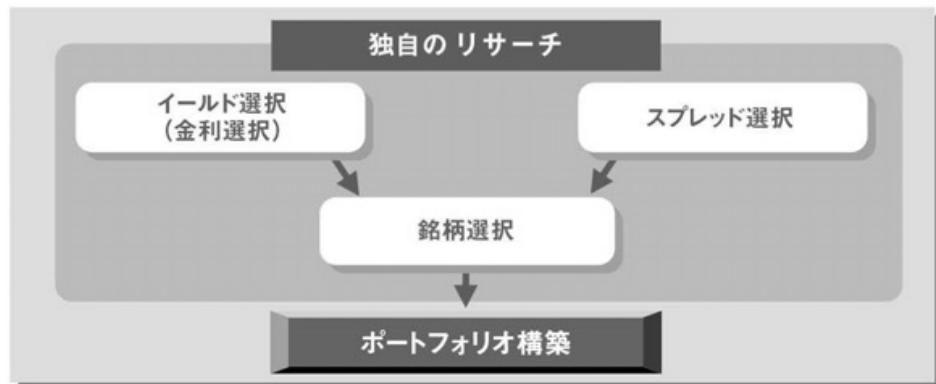
※デュレーションとは、金利の変化に対する債券価格の変動性を示す指標です。その値が大きいほど、金利の変化に対して価格の動きが大きいことを意味します。

### ●スプレッド選択

債券の信用度や流動性等の分析によりスプレッド（国債との利回り較差。信用度が低い企業の発行する債券は国債に比べて、より利回りが高い。）の妥当性や変化の方向性を見定め、スプレッド縮小を予測する場合は、スプレッド縮小の恩恵を得られる社債等の比率を高める等の戦略をとります。

### ●銘柄選択

債券の残存期間と最終利回りの関係を分析し、相対的に高利回りな銘柄を選別します。社債等においては、ファンドマネジャーによる企業訪問で得た情報等を分析し銘柄を選択します。



## 分配方針

原則として、毎決算時に収益分配を行います。分配対象額は、経費控除後の、繰越分を含めた利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とし、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して収益分配金額を決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

## 主な投資制限

株式	株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。（ただし、転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権の行使により取得する場合に限ります。）
外貨建資産	外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

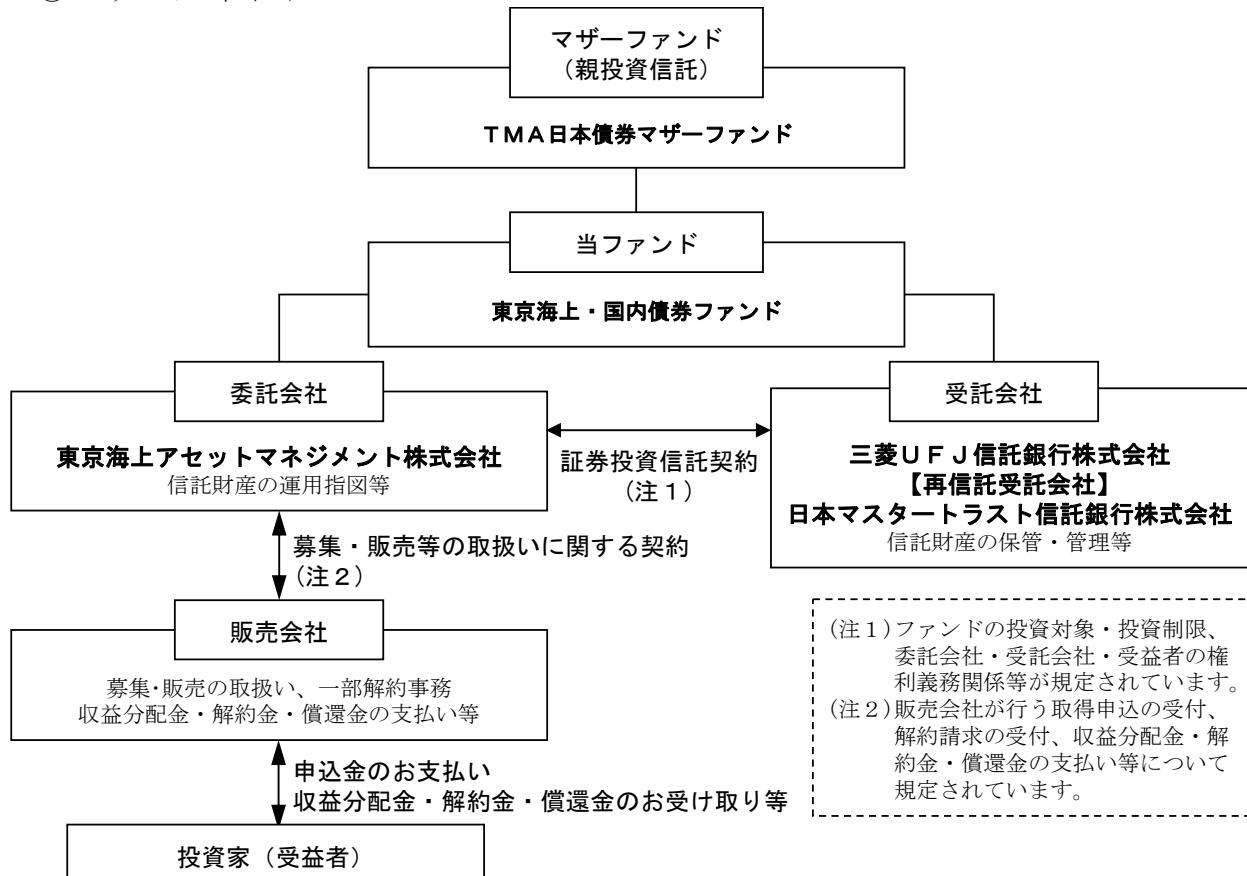
資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

### (2) 【ファンドの沿革】

- 2001年3月30日 ファンドの設定、運用開始  
2002年2月18日 ファンドの名称を「シュワブ東京海上・国内債券ファンド」から「東京海上・国内債券ファンド」に変更  
2016年2月18日 信託期間を無期限から2020年3月19日までに変更

### (3) 【ファンドの仕組み】

#### ① ファンドの仕組み



#### ② 委託会社の概況

- ・名称 東京海上アセットマネジメント株式会社
- ・資本金の額 20億円（2019年9月末日現在）
- ・会社の沿革
  - 1985年12月 東京海上グループ（現：東京海上日動グループ）等の出資により、資産運用ビジネスの戦略的位置付けで、東京海上エム・シー投資顧問株式会社の社名にて資本金2億円で設立
  - 1987年2月 投資顧問業者として登録
  - 同年6月 投資一任業務認可取得
  - 1991年4月 国内および海外年金の運用受託を開始
  - 1998年5月 東京海上アセットマネジメント投信株式会社に社名変更し、投資信託法上の委託会社としての免許取得
  - 2007年9月 金融商品取引業者として登録
  - 2014年4月 東京海上アセットマネジメント株式会社に社名変更
  - 2016年10月 東京海上不動産投資顧問株式会社と合併
- ・大株主の状況（2019年9月末日現在）

株主名	住所	所有株数	所有比率
東京海上ホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	38,300株	100.0%

## 2 【投資方針】

### (1) 【投資方針】

#### 1. 基本方針

委託会社が年金運用でつちかったノウハウを最大限に活用し、主として以下の方針で運用を行う「TMA日本債券マザーファンド」受益証券に投資します。

①安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目標とし、日本の債券に投資します。

②NOMURA-BPI（総合）をベンチマークとし、これを上回る投資成果を目標とします。

#### 2. 運用方法

##### (1) 主要投資対象

主としてマザーファンド受益証券に投資し、高位の組入比率を維持します。なお、このほか内外の債券等に直接投資することがあります。

##### (2) 投資態度

①主として日本の債券を主要投資対象として運用するマザーファンド受益証券に投資します。

②NOMURA-BPI（総合）をベンチマークとし、これを上回る投資成果を目標とします。

③当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。したがって、実質的な運用は、マザーファンドで行うこととなります。

④ただし、資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

## <参考情報>マザーファンドの投資方針、主な投資対象と投資制限（要約）

### ◇TMA日本債券マザーファンド

<基本方針>① 安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目標とし、日本の債券に投資します。  
② NOMURA-BPI（総合）をベンチマークとし、これを上回る投資成果を目指します。

#### (1) 投資対象

日本の債券を主要投資対象とします。

#### (2) 運用方針

① ポートフォリオは、イールド選択（金利選択）、スプレッド選択および銘柄選択を付加価値の源泉として構築します。

##### ——イールド選択（金利選択）——

金融政策やインフレ指標等の分析から長短金利の方向性を予測し、たとえば金利低下を予測する場合はデュレーションを長期化、金利上昇を予測する場合はデュレーションを短期化する戦略をとります。

\*デュレーションとは、金利の変化に対する債券価格の変動性を示す指標です。その値が大きいほど、金利の変化に対して価格の動きが大きいことを意味します。

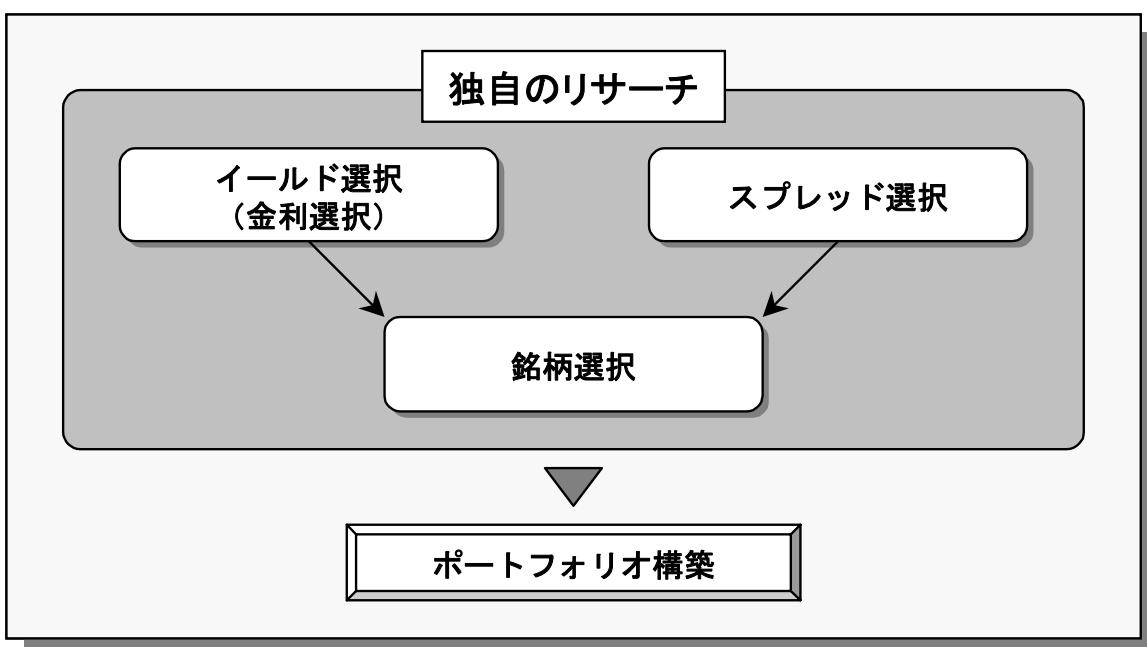
##### ——スプレッド選択——

債券の信用度や流動性等の分析によりスプレッド（国債との利回り較差。信用度が低い企業の発行する債券は国債に比べて、より利回りが高い）の妥当性や変化の方向性を見定め、スプレッド縮小を予測する場合は、スプレッド縮小の恩恵を得られる社債等の比率を高めるなどの戦略をとります。

##### ——銘柄選択——

債券の残存期間と最終利回りの関係を分析し、相対的に高利回りな銘柄を選別します。社債等においては、ファンドマネージャーによる企業訪問で得た情報等を分析し銘柄を選択します。

② 基本的には債券への組入比率を高位に保ちますが、資金動向、市況動向によっては実質債券組入比率の調整を機動的に行います。



#### <投資制限>

- (1) 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。（ただし、転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権の行使により取得する場合に限ります。）
- (2) 外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- (3) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- (4) 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (5) 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (6) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (7) 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

※大量の追加設定または解約が生じたとき、市況の急激な変化が予想されるとき、ならびに信託財産の規模によっては上記のような運用ができない場合があります。

## (2) 【投資対象】

1. 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
  - (1) 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条で定めるものをいいます。以下同じ。）
    - ①有価証券
    - ②デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条（先物取引等の運用指図）、第23条（スワップ取引の運用指図）および第24条（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）に定めるものに限ります。）
    - ③金銭債権（①④に掲げるものに該当するものを除きます。）
    - ④約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
  - (2) 次に掲げる特定資産以外の資産  
為替手形
2. 委託会社は、信託金を、主として東京海上アセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結された「TMA日本債券マザーファンド」の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
  - (1) 転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権の行使により取得した株券および新株引受権証書
  - (2) 国債証券
  - (3) 地方債証券
  - (4) 特別の法律により法人の発行する債券
  - (5) 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
  - (6) 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
  - (7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
  - (8) 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
  - (9) 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
  - (10) コマーシャル・ペーパー
  - (11) 新株引受権証券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券
  - (12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記(1)から(11)までの証券または証書の性質を有するもの
  - (13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
  - (14) 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
  - (15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
  - (16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
  - (17) 預託証書（金融商品取引法第2条第20号で定めるものをいいます。）
  - (18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  - (19) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
  - (20) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
  - (21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
  - (22) 外国の者に対する権利で上記(21)の有価証券の性質を有するもの

なお、(1)の証券または証書、(12)および(17)の証券または証書のうち(1)の証券または証書の性

質を有するものを以下「株式」といい、(2)から(6)までの証券、(12)および(17)の証券または証書のうち(2)から(6)までの証券の性質を有するものならびに(14)の投資法人債券を以下「公社債」といい、(13)の証券および(14)の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

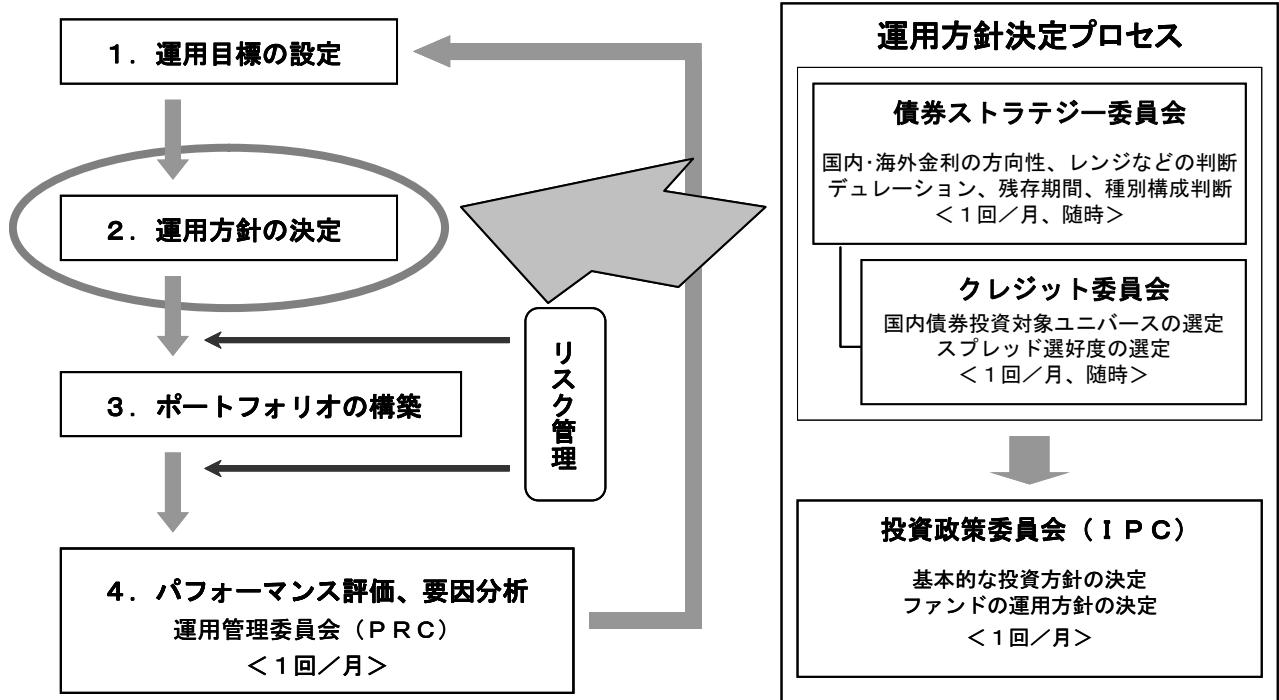
3. 委託会社は、信託金を、上記2. に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- (1) 預金
- (2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- (3) コール・ローン
- (4) 手形割引市場において売買される手形
- (5) 貸付債権信託受益権であつて金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- (6) 外国の者に対する権利で上記(5)の権利の性質を有するもの

4. 上記2. の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、上記3. に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

### (3) 【運用体制】

当ファンドの運用は、投資方針に基づき日本の債券に投資します。実質的な運用は、マザーファンドで行います。マザーファンドの運用方針は、毎月開催される投資政策委員会において決定します。



当ファンドは債券運用部日本債券運用グループ（12名）が社内規則である「投資運用業に係る業務運営規程」に基づき運用を担当します。

運用におけるリスク管理は、運用管理部（6名）による法令・運用ガイドライン等の遵守状況のチェックや運用リスク項目のチェック等が随時実施され、担当運用部へフィードバックされるとともに、原則として月1回開催される運用管理委員会（管理本部長を委員長に、運用・営業・商品企画などファンド運用に関係する各部長が参加）において投資行動の評価が行われます。

（リスク管理についての詳細は、「3 投資リスク」の「3. 管理体制」をご参照ください）

この運用管理委員会での評価もふまえて、投資政策委員会（運用本部長を委員長とし、各運用部長が参加）において運用方針を決定し、より質の高い運用体制の維持・向上を目指します。

また、受託銀行等の管理については、関連部署において、受託銀行業務等に関する「内部統制の整備及び運用状況報告書」の入手・検証、現地モニタリング等を通じて実施しております。

（上記の体制や人員等については、2019年10月1日現在）

#### (4) 【分配方針】

年1回（原則として3月20日、休業日の場合は翌営業日）決算を行い、毎決算時に原則として以下の通り収益分配を行う方針です。

①分配対象額は、経費控除後の、繰越分を含めた利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とし、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して収益分配金額を決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。なお、収益の分配に充当せず、信託財産内に留保した利益については、投資方針に基づいて運用を行います。

②信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

a. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費（※）、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

b. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費（※）、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

（※）諸経費とは、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（消費税等相当額を含みます。）、信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）ならびに受託会社の立替えた立替金の利息をいいます。

③計算期末において信託財産に損失が生じた場合は、次期に繰越します。

④分配金は、毎計算期間終了後1ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、お支払いします。なお、「分配金再投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

## (5) 【投資制限】

### ①運用の基本方針に基づく制限（約款別紙「運用の基本方針」）

- a. 委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドに属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。  
※信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。（以下同じ。）
- b. 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドに属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- c. 委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- d. 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドに属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- e. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- f. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- g. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

### ②投資する株式等の範囲（約款第19条）

- a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- b. 上記a.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

### ③信用取引（約款第21条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡または買戻により行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 上記a.の信用取引の指図は、当該売付にかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付にかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b.の売付にかかる建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

④先物取引等（約款第22条）

- a. 委託会社は、日本国内の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。本書において同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。本書において同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。本書において同じ。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
- b. 委託会社は、日本国内の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- c. 委託会社は、日本国内の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑤スワップ取引（約款第23条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。

⑥金利先渡取引および為替先渡取引（約款第24条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- d. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。

⑦デリバティブ取引等に係る投資制限（約款第24条の2）

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑧有価証券の貸付（約款第25条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
  - ・株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
  - ・公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b. 上記a.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入の指図を行うものとします。

⑨公社債の空売（約款第26条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算において信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産において借入れた公社債を含みます。）の引渡または買戻により行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 上記a.の売付の指図は、当該売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲

内とします。

- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b. の売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

⑩公社債の借入（約款第27条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入の指図をすることができます。なお、当該公社債の借入を行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. 上記a. の借入の指図は、当該借入にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行えるものとします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により上記b. の借入にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- d. 上記a. の借入にかかる品借料は信託財産中から支弁します。

⑪特別な場合の外貨建有価証券への投資制限（約款第28条）

外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑫外国為替予約取引（約款第29条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b. 上記a. の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により上記b. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

⑬信用リスク集中回避のための投資制限（約款第29条の2）

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

⑭資金の借入（約款第37条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- c. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

### 3 【投資リスク】

#### 1. 投資リスク

※以下の記載は、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドを組み入れることにより、当ファンドが間接的に受ける実質的なリスクを含みます。

##### (1) 価格変動リスク

当ファンドは、主に公社債など値動きのある証券を実質的な投資対象としますので、基準価額は変動します。したがって、当ファンドは元本が保証されているものではありません。

委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家に帰属します。  
投資信託は預貯金や保険と異なります。

当ファンドへの投資には主に以下のリスクが想定され、これらの影響により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

###### ① 金利変動リスク

公社債は、一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、反対に金利が下落した場合には価格は上昇します。したがって、金利が上昇した場合、当ファンドの基準価額の下落要因となります。ただし、当ファンドのデュレーションがマイナスとなっている場合は金利の下落が基準価額の下落要因となります。

また、インフレによる資産価値の目減りを回避するため、物価連動国債に投資することができます。物価連動国債の価格は物価変動の影響を受け、満期時に物価が下落した場合は債券の償還金額が元本を下回ることもあるため、ファンドの基準価額の動きが必ずしも金利動向と一致しない場合があります。

###### ② 信用リスク

一般に公社債や短期金融商品等の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合、またはデフォルトが予想される場合には、当該公社債等の価格は大幅に下落することになります。

したがって、当ファンドの組入公社債等にデフォルトが生じた場合、またデフォルトが予想される場合には、当ファンドの基準価額の下落要因となります。

###### ③ 流動性リスク

受益者から短期間に相当金額の解約申込があった場合、ファンドは組入資産を売却することで解約金額の手当てを行いますが、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。これに伴い基準価額が大きく下落することがあります。

##### (2) デリバティブ取引のリスク

当ファンドはデリバティブに投資することができます。デリバティブの運用には、ヘッジする商品とヘッジされるべき資産との間の相関性を欠いてしまう可能性、流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク等様々なリスクが伴います。これらの運用手法は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避する目的のみならず、効率的な運用に資する目的でも用いられることがあります。実際の価格変動が委託会社の見通しと異なった場合に当ファンドが損失を被るリスクを伴います。

## 2. その他の留意事項

### (1)一般的な留意事項

投資信託は、その商品性格から次の特徴をご理解のうえご購入ください。

- ・投資信託は株式・公社債などの値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。
- ・投資信託は金融機関の預金と異なり元金が保証されているものではありません。
- ・投資信託は保険契約および預金ではありません。
- ・投資信託は保険契約者保護機構の補償対象契約ではありません。
- ・投資信託は預金保険の対象ではありません。
- ・登録金融機関から購入した投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。
- ・当ファンドは、主に国内の公社債を実質的な投資対象としています。当ファンドの基準価額は、組入れた公社債の値動きやそれらの公社債の発行者の信用状況の変化等の影響により上下しますので、投資元本を割り込むことがあります。したがって、当ファンドは元本が保証されているものではありません。
- ・委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家に帰属します。

### (2)法令・税制・会計等の変更可能性

法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性があります。

### (3)その他の留意点

- ①取得申込者から販売会社に申込代金が支払われた場合であっても、販売会社より委託会社に対して申込代金の払込が現実になされるまでは、当ファンドも委託会社もいかなる責任も負わず、かつその後、受託会社に払込がなされるまでは、取得申込者は受益権および受益権に付随するいかなる権利も取得しません。
- ②一部解約金、収益分配金および償還金の支払は全て販売会社を通じて行われます。
- ③委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用を善良なる管理者の注意をもって行う責任を負担し、販売会社は販売（申込代金の預り等を含みます。）について責任を負担しており、互いに他について責任を負担しません。
- ④受託会社は、委託会社に収益分配金、一部解約金および償還金を委託会社の指定する預金口座等へ払い込んだ後は、受益者に対し、それらを支払う責任を負いません。
- ⑤当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ⑥当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資本変動等があり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ⑦分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全額が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

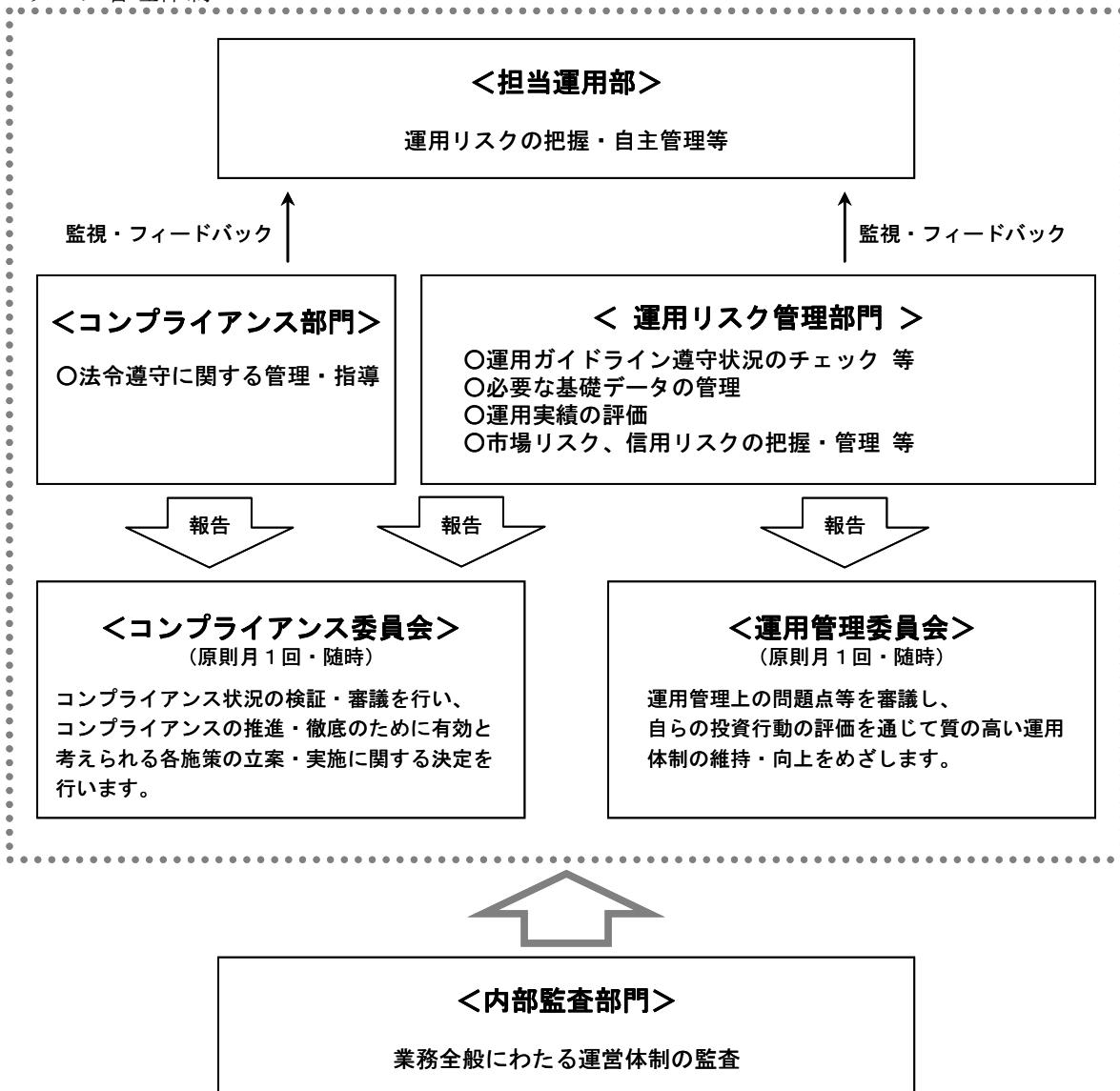
### 3. 管理体制

委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。

法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。

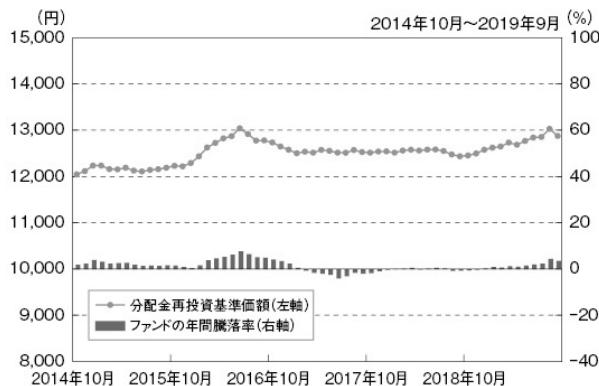
これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に隨時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。

#### <リスク管理体制>



## 参考情報

### ●ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

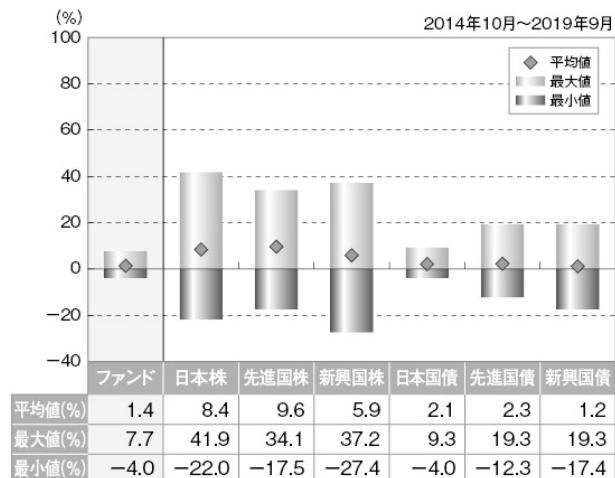


※過去5年間の各月末における分配金再投資基準価額と直近1年間の騰落率を表示したものです。

※分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものとして計算した基準価額であり、実際の基準価額とは異なる場合があります。

※年間騰落率は、税引前分配金を再投資したものとして計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

### ●ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。なお、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※過去5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。

※ファンドは分配金再投資基準価額の年間騰落率です。税引前分配金を再投資したものとして計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

### ●代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

日本株:TOPIX(東証株価指数)(配当込み)

TOPIXは東京証券取引所が発表している東証市場第一部全銘柄の動きを捉える株価指数です。TOPIXの指標値および商標は、東京証券取引所の知的財産であり、TOPIXに関するすべての権利およびノウハウは東京証券取引所が有します。東京証券取引所は、TOPIXの指標値の算出もしくは公表の方法の変更、公表の停止、TOPIXの商標の変更、使用の停止を行う場合があります。

先進国株:MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)

MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)とは、MSCI社が発表している日本を除く主要先進国の株式市場の動きを捉える代表的な株価指標です。同指標の著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI社に帰属します。また、MSCI社は同指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。MSCI社の許諾なしにインデックスの一部または全部を複製、頒布、使用等することは禁じられています。MSCI社は当ファンドとは関係なく、当ファンドから生じるいかなる責任も負いません。

新興国株:MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI社が発表している新興国の株式市場の動きを捉える代表的な指標です。同指標の著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI社に帰属します。また、MSCI社は同指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。MSCI社の許諾なしにインデックスの一部または全部を複製、頒布、使用等することは禁じられています。MSCI社は当ファンドとは関係なく、当ファンドから生じるいかなる責任も負いません。

日本国债:NOMURA-BPI(国債)

NOMURA-BPI(国債)は、野村證券が公表する日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI(国債)に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券に帰属します。

先進国债:FTSE世界国债インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国债インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の中の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

新興国债:JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象とした指標です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしの指数を採用しています。

騰落率は、データソースが提供する各指標をもとに委託会社が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

上記は過去の実績であり、将来の動向等を示唆・保証するものではありません。

## 4 【手数料等及び税金】

### (1) 【申込手数料】

申込時の手数料はありません。

### (2) 【換金（解約）手数料】

換金時（解約時）の手数料はありません。

### (3) 【信託報酬等】

- ①委託会社、販売会社および受託会社の信託報酬の総額は信託財産の純資産総額に対し、年率0.594%（税抜0.54%）を乗じて得た金額とし、計算期間を通じて、毎日計上します。
- ②①の信託報酬（消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。
- ③信託報酬の配分（税抜）については以下の通りとします。

委託会社 <sup>*1</sup>	販売会社 <sup>*2</sup>	受託会社 <sup>*3</sup>
年率0.25%	年率0.25%	年率0.04%

\* 1 委託した資金の運用、基準価額の計算、目論見書作成等の対価

\* 2 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価

\* 3 運用財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行の対価

### (4) 【その他の手数料等】

- ①信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）は、監査法人に支払うファンドの監査にかかる費用であり、毎日、以下の1年当たりの金額の1日分相当額を計上し、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

純資産総額	財務諸表の監査に要する費用
200億円以下の場合	純資産総額に年率0.044%を乗じた金額 (上限年44万円の1日分相当額)
200億円超の場合	年44万円の1日分相当額 + 純資産総額200億円超の部分に年率0.0033%を乗じた金額

- ②信託財産に関する租税および信託事務等に要する諸費用（消費税等相当額を含みます。）ならびに受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ③ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、先物・オプション取引に要する費用、外国における資産の保管等に要する費用等（全て消費税等相当額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ④信託財産の一部解約に伴う支払資金の手当て、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

※監査費用を除くその他の手数料等については実際の取引等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

上記(1)から(4)の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

## (5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として以下のような取扱いとなります。なお、税法が改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。また、以下は一般的な記載に過ぎませんので、課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認ください。

### <個人の受益者に対する課税>

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として課税され、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%\*および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。申告不要制度の適用がありますが、総合課税または申告分離課税を選択することも可能です。いずれの場合も配当控除の適用はありません。申告分離課税を選択した場合の税率は、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）（※1）は課税されません。

\*2037年12月31日までの間、復興特別所得税（所得税15%×2.1%）が付加されます。

解約時および償還時の差益（解約時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した差額）は、その全額が譲渡所得等の金額とみなされ課税対象となります。譲渡所得等については、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます（特定口座（源泉徴収選択口座）での取扱いも可能です。）。

普通分配金（申告分離課税を選択したものに限ります。）ならびに解約時および償還時の損益については、確定申告により、上場株式等（特定公社債および公募公社債投信を含みます。）の利子所得および配当所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）ならびに譲渡所得等との間で損益通算を行うことができます。

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託や上場株式等から生じる配当所得および譲渡所得等が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

2020年1月1日以降の分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記とは異なる場合があります。

### <法人の受益者に対する課税>

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の「各受益者の個別元本」（※2）超過額については、15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率による源泉徴収が行われます。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）（※1）は課税されません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

（※1）「元本払戻金（特別分配金）」とは、収益分配金落ち後の基準価額が各受益者の個別元本を下回る場合、収益分配金のうち当該下回る部分に相当する額をさし、元本の一部払戻しに相当するものです。この場合、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

（※2）「各受益者の個別元本」とは、原則として各受益者の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、元本払戻金（特別分配金）が支払われた際に調整されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数の支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

\*上記は、2019年9月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、内容等が変更される場合があります。

## 5 【運用状況】

以下は2019年9月30日現在の運用状況です。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

### (1) 【投資状況】

資産の種類	地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	351,714,220	100.01
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		△60,258	△0.01
合計（純資産総額）		351,653,962	100.00

(ご参考：親投資信託の投資状況)

当ファンドが主要投資対象とする親投資信託の投資状況は以下の通りです。

### TMA日本債券マザーファンド

資産の種類	地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	日本	54,551,536,106	61.10
地方債証券	日本	1,722,713,558	1.92
特殊債券	日本	1,702,820,000	1.90
社債券	日本	30,123,621,714	33.74
	アメリカ	403,266,000	0.45
	小計	30,526,887,714	34.19
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		776,840,679	0.87
合計（純資産総額）		89,280,798,057	100.00

### (2) 【投資資産】

#### ① 【投資有価証券の主要銘柄】

##### a. 主要銘柄の明細

順位	銘柄名	地域	種類	口数	帳簿価額		評価額		投資比率 (%)
					単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	TMA日本債券マザーファンド	日本	親投資信託 受益証券	245,045,789	1.4077	344,951,473	1.4353	351,714,220	100.01

##### b. 投資有価証券の種類

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.01
合 計	100.01

#### ② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

#### ③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(ご参考：親投資信託の投資資産)

①投資有価証券の主要銘柄

a. 主要銘柄の明細

TMA日本債券マザーファンド

順位	銘柄名	地域	種類	利率	償還期限	額面	帳簿価額		評価額		投資比率(%)
							単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	第345回利付国債(10年)	日本	国債証券	0.100	2026/12/20	6,420,000,000	103.04	6,615,350,440	103.40	6,638,857,800	7.43
2	第354回利付国債(10年)	日本	国債証券	0.100	2029/03/20	3,705,000,000	102.35	3,792,067,500	103.34	3,828,858,150	4.28
3	第404回利付国債(2年)	日本	国債証券	0.100	2021/09/01	3,665,000,000	100.81	3,694,732,650	100.82	3,695,053,000	4.13
4	第169回利付国債(20年)	日本	国債証券	0.300	2039/06/20	3,440,000,000	104.08	3,580,636,220	101.99	3,508,559,200	3.92
5	第44回利付国債(30年)	日本	国債証券	1.700	2044/09/20	1,645,000,000	128.44	2,112,838,000	134.07	2,205,583,100	2.47
6	第148回利付国債(20年)	日本	国債証券	1.500	2034/03/20	1,776,000,000	119.73	2,126,492,790	121.69	2,161,356,480	2.42
7	第156回利付国債(20年)	日本	国債証券	0.400	2036/03/20	1,795,000,000	105.21	1,888,597,500	105.28	1,889,883,700	2.11
8	第126回利付国債(20年)	日本	国債証券	2.000	2031/03/20	1,190,000,000	123.17	1,465,723,000	124.64	1,483,287,400	1.66
9	第23回利付国債(物価連動・10年)	日本	国債証券	0.100	2028/03/10	1,367,000,000	104.09	1,435,336,229	104.30	1,437,572,208	1.61
10	第40回利付国債(30年)	日本	国債証券	1.800	2043/09/20	971,000,000	130.07	1,263,037,960	135.66	1,317,316,860	1.47
11	第403回利付国債(2年)	日本	国債証券	0.100	2021/08/01	1,280,000,000	100.64	1,288,192,000	100.77	1,289,907,200	1.44
12	第150回利付国債(20年)	日本	国債証券	1.400	2034/09/20	980,000,000	118.10	1,157,423,500	120.59	1,181,840,800	1.32
13	第159回利付国債(20年)	日本	国債証券	0.600	2036/12/20	1,090,000,000	104.96	1,144,129,400	108.37	1,181,254,800	1.32
14	第342回利付国債(10年)	日本	国債証券	0.100	2026/03/20	1,145,000,000	101.91	1,166,869,500	103.07	1,180,254,550	1.32
15	第141回利付国債(20年)	日本	国債証券	1.700	2032/12/20	919,000,000	121.74	1,118,829,600	123.28	1,133,007,530	1.26
16	第127回利付国債(20年)	日本	国債証券	1.900	2031/03/20	910,000,000	121.98	1,110,018,000	123.48	1,123,695,300	1.25
17	第33回利付国債(30年)	日本	国債証券	2.000	2040/09/20	794,000,000	132.06	1,048,604,040	136.50	1,083,817,940	1.21
18	第51回利付国債(30年)	日本	国債証券	0.300	2046/06/20	1,030,000,000	99.44	1,024,232,050	99.63	1,026,189,000	1.14
19	第344回利付国債(10年)	日本	国債証券	0.100	2026/09/20	930,000,000	102.58	954,002,100	103.28	960,578,400	1.07
20	第351回利付国債(10年)	日本	国債証券	0.100	2028/06/20	920,000,000	103.95	956,422,800	103.62	953,368,400	1.06
21	第355回利付国債(10年)	日本	国債証券	0.100	2029/06/20	902,000,000	103.19	930,840,400	103.22	931,116,560	1.04
22	第10回利付国債(40年)	日本	国債証券	0.900	2057/03/20	795,000,000	111.32	884,997,140	116.67	927,534,450	1.03
23	第38回利付国債(30年)	日本	国債証券	1.800	2043/03/20	670,000,000	129.79	869,593,000	135.10	905,203,500	1.01
24	第143回利付国債(20年)	日本	国債証券	1.600	2033/03/20	740,000,000	120.03	888,222,000	122.20	904,302,200	1.01
25	第57回利付国債(30年)	日本	国債証券	0.800	2047/12/20	746,000,000	106.47	794,266,200	112.42	838,675,580	0.93
26	第62回利付国債(30年)	日本	国債証券	0.500	2049/03/20	769,000,000	104.17	801,134,020	104.14	800,875,050	0.89

27	第69回神奈川県公募公債（5年）	日本	地方債証券	0.001	2021/09/17	800,000,000	99.95	799,616,000	99.99	799,936,000	0.89
28	第8回みずほフィナンシャルグループ（劣後）	日本	社債券	0.980	2024/12/15	700,000,000	100.00	700,000,000	100.40	702,852,500	0.78
29	第130回利付国債（20年）	日本	国債証券	1.800	2031/09/20	560,000,000	121.28	679,168,000	123.01	688,900,800	0.77
30	第61回利付国債（30年）	日本	国債証券	0.700	2048/12/20	565,000,000	115.83	654,454,700	109.71	619,884,100	0.69

b. 投資有価証券の種類

TMA日本債券マザーファンド

種類	投資比率(%)
国債証券	61.10
地方債証券	1.92
特殊債券	1.90
社債券	34.19
合計	99.12

②投資不動産物件

TMA日本債券マザーファンド

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

TMA日本債券マザーファンド

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

①【純資産の推移】

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第9計算期間末	(2010年3月23日)	3,275	3,275	1.0962	1.0962
第10計算期間末	(2011年3月22日)	3,009	3,009	1.1130	1.1130
第11計算期間末	(2012年3月21日)	2,012	2,012	1.1418	1.1418
第12計算期間末	(2013年3月21日)	1,351	1,351	1.1775	1.1775
第13計算期間末	(2014年3月20日)	1,056	1,056	1.1883	1.1883
第14計算期間末	(2015年3月20日)	956	956	1.2201	1.2201
第15計算期間末	(2016年3月22日)	821	821	1.2808	1.2808
第16計算期間末	(2017年3月21日)	656	656	1.2519	1.2519
第17計算期間末	(2018年3月20日)	463	463	1.2577	1.2577
第18計算期間末	(2019年3月20日)	350	350	1.2669	1.2669
2018年9月末日		367	—	1.2437	—
10月末日		358	—	1.2454	—
11月末日		356	—	1.2496	—
12月末日		353	—	1.2579	—

2019年 1月末日	366	—	1. 2622	—
2月末日	364	—	1. 2647	—
3月末日	362	—	1. 2731	—
4月末日	350	—	1. 2685	—
5月末日	364	—	1. 2766	—
6月末日	368	—	1. 2842	—
7月末日	368	—	1. 2853	—
8月末日	366	—	1. 3028	—
9月末日	351	—	1. 2875	—

## ②【分配の推移】

該当事項はありません。

## ③【収益率の推移】

期	計算期間	収益率 (%) (分配付)
第9計算期間	2009年 3月24日～2010年 3月23日	2.2
第10計算期間	2010年 3月24日～2011年 3月22日	1.5
第11計算期間	2011年 3月23日～2012年 3月21日	2.6
第12計算期間	2012年 3月22日～2013年 3月21日	3.1
第13計算期間	2013年 3月22日～2014年 3月20日	0.9
第14計算期間	2014年 3月21日～2015年 3月20日	2.7
第15計算期間	2015年 3月21日～2016年 3月22日	5.0
第16計算期間	2016年 3月23日～2017年 3月21日	△2.3
第17計算期間	2017年 3月22日～2018年 3月20日	0.5
第18計算期間	2018年 3月21日～2019年 3月20日	0.7
第19中間計算期間	2019年 3月21日～2019年 9月20日	1.7

## (4)【設定及び解約の実績】

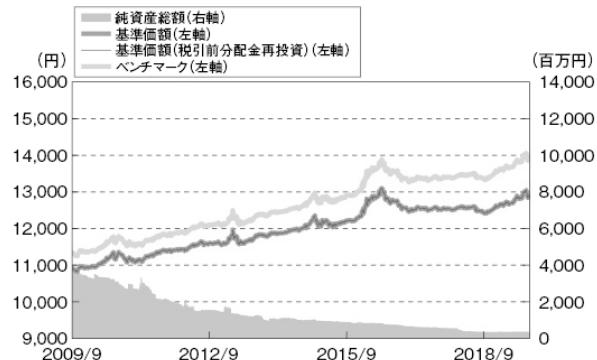
期	計算期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)	発行済み口数 (口)
第9計算期間	2009年 3月24日～2010年 3月23日	434, 658, 688	1, 821, 146, 905	2, 987, 808, 136
第10計算期間	2010年 3月24日～2011年 3月22日	1, 204, 480, 436	1, 488, 195, 390	2, 704, 093, 182
第11計算期間	2011年 3月23日～2012年 3月21日	1, 110, 365, 554	2, 051, 979, 046	1, 762, 479, 690
第12計算期間	2012年 3月22日～2013年 3月21日	782, 818, 216	1, 397, 842, 547	1, 147, 455, 359
第13計算期間	2013年 3月22日～2014年 3月20日	283, 172, 070	541, 609, 368	889, 018, 061
第14計算期間	2014年 3月21日～2015年 3月20日	317, 541, 941	422, 931, 033	783, 628, 969
第15計算期間	2015年 3月21日～2016年 3月22日	129, 443, 491	271, 644, 193	641, 428, 267
第16計算期間	2016年 3月23日～2017年 3月21日	70, 445, 218	187, 377, 685	524, 495, 800
第17計算期間	2017年 3月22日～2018年 3月20日	36, 343, 374	192, 358, 157	368, 481, 017
第18計算期間	2018年 3月21日～2019年 3月20日	49, 485, 709	141, 454, 700	276, 512, 026
第19中間計算期間	2019年 3月21日～2019年 9月20日	27, 508, 714	30, 911, 963	273, 108, 777

## <参考情報>

2019年9月30日現在

### 基準価額、パフォーマンス等の状況

#### ●基準価額・純資産総額の推移



※基準価額は信託報酬控除後のものです。後述の信託報酬に関する記載をご覧ください。  
※ベンチマークは設定日を10,000円として指数化したもので、参考情報として記載しております。ファンドの運用実績ではありません。(設定日:2001年3月30日)  
※基準価額は1万口当たりで表示しています。  
※上記グラフは過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。  
※「NOMURA-BPI(野村ボンド・パフォーマンス・インデックス)(総合)」とは、野村證券が公表する日本の公募債券流通市場全体の動向を的確に表す代表的な指標です。  
NOMURA-BPIは、野村證券の知的財産です。野村證券は、当ファンドの運用成績等に関し、一切責任を負いません。

#### ●基準価額・純資産総額

基 準 価 額	12,875円
純 資 産 総 額	352百万円

#### ●騰落率(税引前分配金再投資、%)

	1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	1年	3年	設定来
ファンド	-1.17	+0.26	+1.13	+3.52	+0.76	+28.75
ベンチマーク	-1.06	+0.40	+1.32	+4.03	+2.27	+38.91

※ファンドの騰落率は、税引前分配金を再投資したものとして計算しているため、実際の投資家利回りとは異なります。

#### ●分配の推移(1万口当たり、税引前)

第14期	2015年3月20日	0円
第15期	2016年3月22日	0円
第16期	2017年3月21日	0円
第17期	2018年3月20日	0円
第18期	2019年3月20日	0円
設定来累計		分配実績なし

※分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。  
分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

### 主要な資産の状況

当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っており、マザーファンドの資産の状況を記載しています。

#### ●債券種別組入構成比率(%)

種 別	ファンド	ベンチマーク
国債	61.1	83.6
地方債	1.9	6.3
政府保証債	—	2.5
金融債	1.9	0.5
事業債	29.7	5.3
円建外債	2.1	0.5
MBS・ABS	2.3	1.4
短期金融資産等	0.9	—
合 計	100.0	100.0
純資産総額	89,281百万円	

#### ●保有債券の属性情報

	ファンド	ベンチマーク
平均残存期間(年)	10.24	9.77
平均修正デュレーション	9.56	9.45
平均クーポン(%)	0.60	0.92
平均最終利回り(複利、%)	0.04	-0.11

#### ●組入上位10銘柄

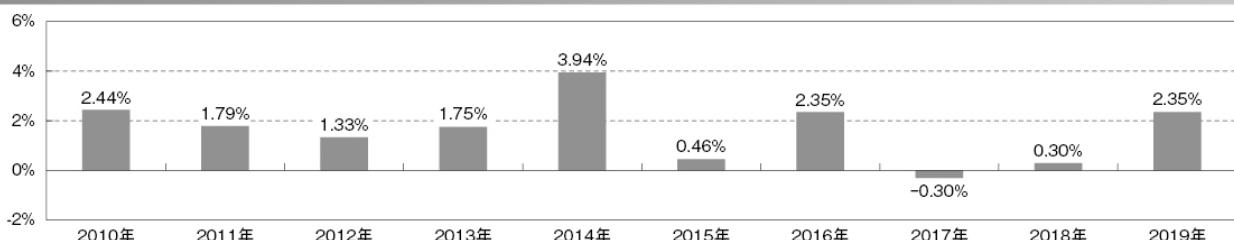
	銘柄名	クーポン(%)	償還日	比率(%)
1	第345回利付国債(10年)	0.10	2026/12/20	7.4
2	第354回利付国債(10年)	0.10	2029/3/20	4.3
3	第404回利付国債(2年)	0.10	2021/9/1	4.1
4	第169回利付国債(20年)	0.30	2039/6/20	3.9
5	第44回利付国債(30年)	1.70	2044/9/20	2.5
6	第148回利付国債(20年)	1.50	2034/3/20	2.4
7	第156回利付国債(20年)	0.40	2036/3/20	2.1
8	第126回利付国債(20年)	2.00	2031/3/20	1.7
9	第23回利付国債(物価連動・10年)	0.10	2028/3/10	1.6
10	第40回利付国債(30年)	1.80	2043/9/20	1.5
組入銘柄数		258		

※短期金融資産等は、組入有価証券以外のものです。

※比率は、純資産総額に占める割合です。小数第2位を四捨五入して表示していますので、合計が100%とならない場合があります。

※「保有債券の属性情報」は、途中償還等を考慮して計算しています。また、保有債券の時価評価額を基に計算しています。

### 年間收益率の推移



※ファンドの收益率は、税引前分配金を再投資したものとして計算しています。

※当年は昨年末と基準日の騰落率です。※上記は過去の実績であり、将来の動向等を示唆・保証するものではありません。

※最新の運用実績は、委託会社のホームページでご確認いただけます。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

## 第2【管理及び運営】

### 1 【申込（販売）手続等】

- a. 毎営業日にお申込みを受け付けます。
- b. 申込方法には、収益分配金の受取方法によって、以下の2種類のコースがあります。

分配金受取りコース	分配金を受け取るコースです。
分配金再投資コース	分配金が税引き後、自動的に無手数料で再投資されるコースです。

- c. 販売会社やお申込みのコース等によって申込単位は異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。なお、分配金再投資コースにおける収益分配金の再投資に際しては、1口単位で取得することができます。
- d. 取得申込の受付は、原則として午後3時までとします。受付時間を過ぎてからのお申込みについては翌営業日受付の取扱いとなります。
- e. 受益権の取得申込価額は以下の通りです。

#### 取得申込受付日の基準価額

基準価額は原則として委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社サービスデスクに問い合わせることにより知ることができます。

#### ●委託会社のお問い合わせ先（委託会社サービスデスク）

東京海上アセットマネジメント サービスデスク

0120-712-016（土日祝日・年末年始を除く9時～17時）

- f. 取得申込にかかる手数料はありません。
- g. 上記にかかわらず、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生し、委託会社が追加設定を制限する措置を取った場合には、販売会社は、受益権の取得申込の受付を中止すること、および既に受け付けた取得申込の受付を取り消すことができます。
- h. 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関等への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関等への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関等の定める方法により、振替機関等へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。
- i. 定時定額購入サービスを選択した取得申込者は、販売会社との間で定時定額購入サービスに関する取り決めを行います。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

## 2 【換金（解約）手続等】

- a. 受益者は、自己に帰属する受益権につき、一部解約の実行請求（解約請求）の方法によりご換金の請求を行うことができます。
- b. ご換金のお申込みは販売会社で受け付けます。なお、販売会社の買取りによるご換金の請求については、販売会社にお問い合わせください。
- c. 解約請求による換金のお申込みは、毎営業日に行うことができます。
- d. 解約単位は、販売会社やお申込みのコース等によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- e. 解約請求のお申込みの受付は、原則として午後3時までとします。受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日受付としてお取扱いします。
- f. 解約時の価額（解約価額）は、解約請求受付日の基準価額とします。  
※信託財産留保額はありません。
- g. 解約価額は、原則として委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社サービスデスクに問い合わせることにより知ることができます。
- h. 解約にかかる手数料はありません。
- i. 解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から、お支払いします。
- j. 委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することができます。その場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日を解約請求受付日とする解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその請求を受け付けたものとして取扱います。
- k. 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。
- l. 受益者が解約の請求をするときは、振替受益権をもって行うものとし、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請が行われ、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

### 3 【資産管理等の概要】

#### (1) 【資産の評価】

- a. 基準価額とは、受益権1口当たりの純資産価額（純資産総額を計算日における受益権総口数で除した金額）をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。
- b. 純資産総額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、外国為替予約に基づく予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

<主要投資対象資産の評価方法>

対象	評価方法
マザーファンド 受益証券	原則として、当ファンドの基準価額計算日の基準価額で評価します。
公社債等	原則として、以下のいずれかの価額で評価します。 a. 日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値） b. 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く） c. 価格情報会社の提供する価額

- c. 基準価額は、原則として委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社サービスデスクに問い合わせることにより知ることができます。

#### (2) 【保管】

該当事項はありません。

#### (3) 【信託期間】

原則として、2001年3月30日から2020年3月19日までとします。ただし、後記「(5)その他①信託の終了（繰上償還）」に該当する場合には、信託を終了させることができます。

#### (4) 【計算期間】

原則として、毎年3月21日から翌年3月20日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日（※）を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。

（※）法令により、これと異なる日を計算期間の末日と定めている場合には、法令にしたがいます。

#### (5) 【その他】

##### ①信託の終了（繰上償還）

- a. 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下ることとなったとき、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、上記a.の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- c. 上記b.の公告および書面には、受益者で異議のある者は、1ヵ月以上の一定の期間内に委託会社に対し異議を述べるべき旨を付記します。
- d. 上記c.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記a.の信託契約の解約をしません。
- e. 委託会社は、信託契約を解約しないこととしたときは、解約をしない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

- f. 上記c. からe. の規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記c. の一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合は適用しません。
- g. 信託契約を解約する場合において、上記c. の一定の期間内に異議を申し出た受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。
- h. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- i. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、下記「②信託約款の変更」d. に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- j. 委託会社は、受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した後、あるいは裁判所が受託会社を解任した後、委託会社が新受託会社を選任できないときは、あらかじめ、監督官庁に届出のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### ②信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届出ることにより、信託約款を変更することができます。
- b. 変更事項のうち、その内容が重大なものとして内閣府令で定めるものに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつこれらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- c. 上記b. の公告および書面には、受益者で異議のある者は、1ヵ月以上の一定の期間内に委託会社に対し異議を述べるべき旨を付記します。
- d. 上記c. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記a. の約款変更を行いません。その場合には、委託会社は、内閣府令で定めるところにより、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- e. その内容が重大なものとして内閣府令で定めるものに該当する信託約款の変更を行う場合において、上記c. の一定の期間内に異議を申し出た受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。
- f. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記b. からd. の規定にしたがいます。

#### ③関係会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間の募集・販売等の取扱いに関する契約は、当事者の別段の意思表示がない限り、1年ごとに自動更新されます。募集・販売等の取扱いに関する契約は、当事者間の合意により変更することができます。

#### ④運用報告書

- a. 毎決算時および償還時に、委託会社が、期間中の運用経過のほか、信託財産の内容などを記載した交付運用報告書を作成します。交付運用報告書は、知っている受益者に対して、販売会社から、あらかじめお申し出いただいたご住所にお届けします。
- b. 委託会社は、運用報告書（全体版）を作成し、委託会社のホームページ（<https://www.tokiomarineam.co.jp/>）に掲載します。
- c. 上記b. の規定にかかわらず、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合は、交付します。

#### ⑤公告

委託会社が受益者に対してする公告は、原則として電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ（<https://www.tokiomarineam.co.jp/>）に掲載します。  
なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

## 4 【受益者の権利等】

当ファンドの受益者の有する主な権利は以下の通りです。なお、議決権、受益者集会に関する権利は有しません。

### a. 収益分配金の請求権

収益分配金は、毎計算期間終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、お支払いします。ただし、受益者が収益分配金について、上記に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社より交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。なお、分配金再投資コースの収益分配金は、税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

### b. 償還金の請求権

償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した金額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合には当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日まで）から、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）にお支払いします。ただし、受益者が償還金について、上記に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社より交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

### c. 換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行請求の方法により、換金を請求することができます。詳細は上記「2 換金（解約）手続等」をご参照ください。

### d. 買取請求権

信託契約を解約して信託を終了させるとき、および信託約款の変更を行う場合において、その内容が重大なものとして内閣府令で定めるものに該当するときは、委託会社によって定められた期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

### 第3 【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づいて、第18期計算期間（2018年3月21日から2019年3月20日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

2019年5月8日

東京海上アセットマネジメント株式会社  
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士  
業務執行社員

荒川 進

指定有限責任社員 公認会計士  
業務執行社員

久保直毅

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている東京海上・国内債券ファンドの2018年3月21日から2019年3月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上・国内債券ファンドの2019年3月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

東京海上アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 1 【財務諸表】

## 東京海上・国内債券ファンド

### (1) 【貸借対照表】

		第17期 [2018年 3月20日現在]	第18期 [2019年 3月20日現在]
区分	注記番号	金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
親投資信託受益証券		463,426,527	350,319,782
未収入金		1,743,606	1,650,098
流動資産合計		465,170,133	351,969,880
資産合計		465,170,133	351,969,880
負債の部			
流動負債			
未払解約金		14,466	533,598
未払受託者報酬		119,259	77,012
未払委託者報酬		1,490,711	962,558
その他未払費用		119,170	76,930
流動負債合計		1,743,606	1,650,098
負債合計		1,743,606	1,650,098
純資産の部			
元本等			
元本	※1	368,481,017	276,512,026
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金(△)		94,945,510	73,807,756
(分配準備積立金)		36,852,906	24,718,089
元本等合計		463,426,527	350,319,782
純資産合計		463,426,527	350,319,782
負債純資産合計		465,170,133	351,969,880

(2) 【損益及び剩余金計算書】

		第17期 自 2017年 3月22日 至 2018年 3月20日	第18期 自 2018年 3月21日 至 2019年 3月20日
区分	注記番号	金額(円)	金額(円)
営業収益			
有価証券売買等損益		6,211,639	4,843,445
営業収益合計		6,211,639	4,843,445
営業費用			
受託者報酬		252,762	162,874
委託者報酬		3,159,455	2,035,728
その他費用		252,586	162,695
営業費用合計		3,664,803	2,361,297
営業利益又は営業損失(△)		2,546,836	2,482,148
経常利益又は経常損失(△)		2,546,836	2,482,148
当期純利益又は当期純損失(△)		2,546,836	2,482,148
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額 又は一部解約に伴う当期純損失金額の分 配額(△)		509,557	△63,471
期首剩余金又は期首次損金(△)		132,142,189	94,945,510
剩余金増加額又は欠損金減少額		9,252,860	12,767,155
当期一部解約に伴う剩余金増加額又は 欠損金減少額		—	—
当期追加信託に伴う剩余金増加額又は 欠損金減少額		9,252,860	12,767,155
剩余金減少額又は欠損金増加額		48,486,818	36,450,528
当期一部解約に伴う剩余金減少額又は 欠損金増加額		48,486,818	36,450,528
当期追加信託に伴う剩余金減少額又は 欠損金増加額		—	—
分配金	※1	—	—
期末剩余金又は期末欠損金(△)		94,945,510	73,807,756

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第18期 自 2018年 3月21日 至 2019年 3月20日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第17期 [2018年 3月20日現在]	第18期 [2019年 3月20日現在]
1. ※1 期首元本額	524, 495, 800円	368, 481, 017円
期中追加設定元本額	36, 343, 374円	49, 485, 709円
期中一部解約元本額	192, 358, 157円	141, 454, 700円
2. ※1 計算期間末における受益権の総数	368, 481, 017口	276, 512, 026口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第17期 自 2017年 3月22日 至 2018年 3月20日	第18期 自 2018年 3月21日 至 2019年 3月20日
※1 分配金の計算過程  計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(1, 254, 443円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(63, 448, 405円)及び分配準備積立金(35, 598, 463円)より、分配対象額は100, 301, 311円(1万口当たり2, 722. 01円)ですが、分配を行っておりません。	※1 分配金の計算過程  計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(1, 135, 691円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(51, 705, 502円)及び分配準備積立金(23, 582, 398円)より、分配対象額は76, 423, 591円(1万口当たり2, 763. 82円)ですが、分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

区分	第17期 自 2017年 3月22日 至 2018年 3月20日	第18期 自 2018年 3月21日 至 2019年 3月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。 法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。 これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。	同左

## II. 金融商品の時価等に関する事項

区分	第17期 [2018年 3月20日現在]	第18期 [2019年 3月20日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。  (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。  (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左  (2)デリバティブ取引 同左  (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

第17期（自 2017年3月22日 至 2018年3月20日）

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	5,072,394
合計	5,072,394

(注)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

第18期（自 2018年3月21日 至 2019年3月20日）

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	6,121,785
合計	6,121,785

(注)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(1口当たり情報に関する注記)

第17期 [2018年 3月20日現在]	第18期 [2019年 3月20日現在]
1口当たり純資産額 1.2577円	1口当たり純資産額 1.2669円
(1万口当たり純資産額 12,577円)	(1万口当たり純資産額 12,669円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託 受益証券	TMA日本債券マザーファンド	248,859,688	350,319,782	
親投資信託受益証券 合計		248,859,688	350,319,782	
	合計	248,859,688	350,319,782	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(ご参考)

当ファンドは、「TMA日本債券マザーファンド」を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同ファンドの受益証券です。なお、同ファンドの状況は次のとおりです。

なお、以下に記載した情報は監査の対象ではありません。

#### 「TMA日本債券マザーファンド」の状況

##### (1) 貸借対照表

		[2018年 3月20日現在]	[2019年 3月20日現在]
区分	注記番号	金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
預金		—	550,000
コール・ローン		1,399,831,278	610,518,702
国債証券		127,923,754,840	76,854,704,794
地方債証券		1,578,420,424	2,466,218,130
特殊債券		300,450,000	2,703,591,000
社債券		24,330,124,251	46,590,964,680
未収入金		6,749,131,600	1,515,343,000
未収利息		75,277,241	68,445,377
前払費用		20,013,595	10,951,297
流動資産合計		162,377,003,229	130,821,286,980
資産合計		162,377,003,229	130,821,286,980
負債の部			
流動負債			
未払金		6,760,343,200	1,507,522,000
未払解約金		419,705,709	374,225,787
未払利息		3,634	1,323
流動負債合計		7,180,052,543	1,881,749,110
負債合計		7,180,052,543	1,881,749,110
純資産の部			
元本等			
元本	※1	111,760,631,161	91,593,901,917
剰余金			
剰余金又は欠損金(△)		43,436,319,525	37,345,635,953
元本等合計		155,196,950,686	128,939,537,870
純資産合計		155,196,950,686	128,939,537,870
負債純資産合計		162,377,003,229	130,821,286,980

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 2018年 3月21日 至 2019年 3月20日
有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	[2018年 3月20日現在]	[2019年 3月20日現在]
1. ※1 本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	70,763,496,876円	111,760,631,161円
同期中における追加設定元本額	64,425,626,917円	24,067,414,988円
同期中における一部解約元本額	23,428,492,632円	44,234,144,232円
同期末における元本額	111,760,631,161円	91,593,901,917円
元本の内訳*		
東京海上・国内債券ファンド	333,712,485円	248,859,688円
東京海上・未来設計ファンド1	18,813,214円	18,862,083円
東京海上・未来設計ファンド2	34,567,723円	33,976,094円
東京海上・未来設計ファンド3	75,845,171円	69,721,379円
東京海上・未来設計ファンド4	8,573,167円	7,731,665円
東京海上セレクション・バランス30	3,108,680,831円	3,310,659,622円
東京海上セレクション・バランス50	4,131,858,937円	4,236,539,383円
東京海上セレクション・バランス70	1,003,558,830円	1,018,829,711円
東京海上セレクション・日本債券	10,930,678,247円	11,579,571,052円
東京海上・日本債券オープン (野村SMA向け)	10,324,100,338円	6,964,788,331円
東京海上・日本債券オープン (野村SMA・EW向け)	21,136,699,612円	20,370,732,533円
東京海上・年金運用型戦略ファンド (年1回決算型)	72,521,433円	108,802,413円
TMAバランス25VA <適格機関投資家限定>	1,151,269,399円	941,898,718円
TMAバランス50VA <適格機関投資家限定>	89,604,529円	82,116,601円
TMAバランス75VA <適格機関投資家限定>	10,917,377円	9,998,741円
東京海上・日本債券オープンF (適格機関投資家専用)	59,329,229,868円	42,590,813,903円
計	111,760,631,161円	91,593,901,917円
2. ※1 本書における開示対象ファンドの計算期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	111,760,631,161口	91,593,901,917口

(注) \*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

区分	自 2017年 3月22日 至 2018年 3月20日	自 2018年 3月21日 至 2019年 3月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。 法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。 これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。	同左

## II. 金融商品の時価等に関する事項

区分	[2018年 3月20日現在]	[2019年 3月20日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。  (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。  (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左  (2)デリバティブ取引 同左  (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

(自 2017年3月22日 至 2018年3月20日)

売買目的有価証券

(単位 : 円)

種類	当期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	448,683,590
地方債証券	△18,135,892
特殊債券	△638,000
社債券	△4,014,551
合計	425,895,147

(注1)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(注2)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの期末までの期間(2017年3月22日から2018年3月20日まで)を指しております。

(自 2018年3月21日 至 2019年3月20日)

### 売買目的有価証券

(単位 : 円)

種類	当期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	1,040,710,000
地方債証券	△17,351,294
特殊債券	△1,150,000
社債券	△19,415,568
合計	1,002,793,138

(注1)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(注2)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの期末までの期間(2018年3月21日から2019年3月20日まで)を指しております。

### (1口当たり情報に関する注記)

[2018年 3月20日現在]	[2019年 3月20日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.3887円 13,887円)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.4077円 14,077円)

### (3) 附属明細表

#### 第1 有価証券明細表

##### (1) 株式

該当事項はありません。

##### (2) 株式以外の有価証券

(単位 : 円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	第394回利付国債(2年)	60,000,000	60,256,800	
	第396回利付国債(2年)	1,300,000,000	1,306,149,000	
	第397回利付国債(2年)	3,220,000,000	3,235,939,000	
	第138回利付国債(5年)	7,960,000,000	8,062,843,200	
	第7回利付国債(40年)	10,000,000	13,414,100	
	第10回利付国債(40年)	2,366,000,000	2,573,663,820	
	第11回利付国債(40年)	509,000,000	536,083,890	
	第336回利付国債(10年)	1,697,000,000	1,762,996,330	
	第339回利付国債(10年)	280,000,000	290,074,400	
	第342回利付国債(10年)	2,030,000,000	2,068,793,300	
	第344回利付国債(10年)	5,950,000,000	6,065,073,000	
	第345回利付国債(10年)	464,000,000	473,089,760	
	第347回利付国債(10年)	60,000,000	61,175,400	
	第353回利付国債(10年)	1,890,000,000	1,915,893,000	
	第1回利付国債(30年)	20,000,000	25,825,000	
	第15回利付国債(30年)	100,000,000	134,327,000	

第17回利付国債（30年）	160,000,000	213,739,200	
第23回利付国債（30年）	360,000,000	493,513,200	
第27回利付国債（30年）	40,000,000	55,471,200	
第28回利付国債（30年）	50,000,000	69,579,500	
第33回利付国債（30年）	794,000,000	1,048,604,040	
第38回利付国債（30年）	1,320,000,000	1,713,333,600	
第40回利付国債（30年）	971,000,000	1,263,037,960	
第41回利付国債（30年）	730,000,000	934,232,100	
第44回利付国債（30年）	2,290,000,000	2,941,390,500	
第45回利付国債（30年）	30,000,000	37,139,700	
第54回利付国債（30年）	5,000,000	5,335,600	
第57回利付国債（30年）	1,306,000,000	1,390,498,200	
第58回利付国債（30年）	3,051,000,000	3,245,775,840	
第60回利付国債（30年）	50,000,000	54,510,500	
第61回利付国債（30年）	735,000,000	760,269,300	
第70回利付国債（20年）	100,000,000	113,574,000	
第76回利付国債（20年）	60,000,000	67,501,200	
第79回利付国債（20年）	40,000,000	45,465,600	
第81回利付国債（20年）	60,000,000	68,533,200	
第82回利付国債（20年）	70,000,000	80,414,600	
第100回利付国債（20年）	90,000,000	108,639,000	
第104回利付国債（20年）	420,000,000	504,583,800	
第105回利付国債（20年）	440,000,000	530,283,600	
第113回利付国債（20年）	1,675,000,000	2,045,359,250	
第120回利付国債（20年）	480,000,000	564,782,400	
第125回利付国債（20年）	620,000,000	778,465,800	
第126回利付国債（20年）	1,510,000,000	1,859,957,600	
第127回利付国債（20年）	1,320,000,000	1,610,188,800	
第128回利付国債（20年）	130,000,000	158,982,200	
第129回利付国債（20年）	230,000,000	278,484,000	
第130回利付国債（20年）	930,000,000	1,127,941,200	
第132回利付国債（20年）	610,000,000	733,775,100	
第133回利付国債（20年）	50,000,000	60,775,500	
第134回利付国債（20年）	1,872,000,000	2,280,227,040	
第135回利付国債（20年）	90,000,000	108,471,600	
第136回利付国債（20年）	70,000,000	83,468,700	
第141回利付国債（20年）	1,004,000,000	1,216,898,200	
第143回利付国債（20年）	840,000,000	1,008,327,600	
第145回利付国債（20年）	734,000,000	892,690,800	
第146回利付国債（20年）	410,000,000	499,466,100	

第147回利付国債（20年）	600,000,000	723,438,000	
第148回利付国債（20年）	950,000,000	1,132,257,500	
第150回利付国債（20年）	830,000,000	978,985,000	
第151回利付国債（20年）	288,000,000	331,208,640	
第152回利付国債（20年）	60,000,000	69,031,200	
第154回利付国債（20年）	1,480,000,000	1,704,131,200	
第156回利付国債（20年）	1,990,000,000	2,028,725,400	
第159回利付国債（20年）	1,090,000,000	1,144,129,400	
第164回利付国債（20年）	880,000,000	901,903,200	
第166回利付国債（20年）	3,560,000,000	3,770,218,000	
第167回利付国債（20年）	1,630,000,000	1,662,860,800	
第22回利付国債（物価連動・10年）	1,593,000,000	1,682,200,353	
第23回利付国債（物価連動・10年）	1,038,000,000	1,086,331,771	
国債証券 合計	69,652,000,000	76,854,704,794	
地方債 証券	第690回東京都公募公債	100,000,000	102,217,000
	平成21年度第4回北海道公募公債	110,000,000	110,496,100
	平成30年度第11回北海道公募公債（5年）	100,000,000	100,000,000
	第163回神奈川県公募公債	120,000,000	120,420,000
	第173回神奈川県公募公債	100,000,000	101,605,000
	第180回神奈川県公募公債	107,900,000	110,349,330
	第69回神奈川県公募公債（5年）	800,000,000	799,616,000
	第326回大阪府公募公債（10年）	100,000,000	100,309,000
	第116回大阪府公募公債（5年）	110,000,000	110,150,700
	平成22年度第1回兵庫県公募公債	100,000,000	101,541,000
	平成22年度第8回静岡県公募公債	100,000,000	101,490,000
	第82回共同発行市場公募地方債	100,000,000	101,192,000
	第95回共同発行市場公募地方債	100,000,000	102,439,000
	平成23年度第1回滋賀県公募公債	100,000,000	102,696,000
	平成30年度第7回大阪市公募公債（5年）	100,000,000	99,991,000
地方債証券 合計	平成21年度第6回横浜市公募公債	100,000,000	101,012,000
	第10回東京都住宅供給公社債券	100,000,000	100,694,000
地方債証券 合計	2,447,900,000	2,466,218,130	
特殊債券	い第816号商工債	100,000,000	100,044,000
	い第817号商工債	100,000,000	100,046,000
	い第777号農林債	500,000,000	501,155,000
	い第778号農林債	100,000,000	100,250,000
	い第783号農林債	200,000,000	200,692,000
	第296回信金中金債（5年）	200,000,000	200,136,000
	第300回信金中金債（5年）	100,000,000	100,145,000

	第307回信金中金債（5年）	100,000,000	100,297,000	
	第309回信金中金債（5年）	100,000,000	100,332,000	
	第331回信金中金債（5年）	500,000,000	500,325,000	
	第197号商工債（3年）	100,000,000	100,002,000	
	第210号商工債（3年）	100,000,000	100,017,000	
	第211号商工債（3年）	500,000,000	500,150,000	
特殊債券	合計	2,700,000,000	2,703,591,000	
社債券	第24回フランス相互信用連合銀行（BFCM）円貨社債	300,000,000	300,609,000	
	第1回BPC E円貨社債（5年）	100,000,000	100,358,000	
	第1回クレディ・アグリコル円貨社債（劣後）	100,000,000	104,296,000	
	第1回ロイズ・バンキング・グループ円貨社債	100,000,000	99,966,000	
	第4回ロイズ・バンキング・グループ円貨社債	200,000,000	195,648,000	
	第1回バンコ・サンタンデール無担保社債	100,000,000	99,817,000	
	第48回韓国産業銀行円貨債券	400,000,000	400,856,000	
	第68回株式会社日本政策投資銀行無担保社債	100,000,000	99,925,000	
	第94回株式会社日本政策投資銀行無担保社債	100,000,000	99,902,000	
	第99回株式会社日本政策投資銀行無担保社債	200,000,000	199,782,000	
	第102回株式会社日本政策投資銀行無担保社債	200,000,000	199,766,000	
	第103回株式会社日本政策投資銀行無担保社債	200,000,000	199,850,000	
	第13回首都高速道路株式会社社債	100,000,000	100,081,000	
	第14回阪神高速道路株式会社社債	200,000,000	200,050,000	
	第15回阪神高速道路株式会社社債	200,000,000	199,914,000	
	第19回阪神高速道路株式会社社債	600,000,000	599,166,000	
	第16回水資源債券	100,000,000	99,891,000	
	第68回株式会社日本政策金融公庫社債	200,000,000	199,922,000	
	第70回株式会社日本政策金融公庫社債	200,000,000	199,896,000	
	第71回株式会社日本政策金融公庫社債	200,000,000	199,812,000	
	第73回株式会社日本政策金融公庫社債	300,000,000	299,802,000	
	第95回都市再生債券	100,000,000	100,086,000	
	第122回都市再生債券	100,000,000	99,955,000	
	第53回独立行政法人福祉医療機構債券	200,000,000	199,824,000	
	第55回独立行政法人福祉医療機構債券	100,000,000	99,891,000	
	第2回貸付債権担保S種住宅金融支援機構債	15,814,000	16,748,291	

券			
第4回貸付債権担保S種住宅金融支援機構債券	33,720,000	35,619,784	
第41回一般担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	101,103,000	
第67回一般担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	102,991,000	
第98回一般担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	102,963,000	
第70回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	48,794,000	51,345,926	
第2回貸付債権担保T種住宅金融支援機構債券	91,292,000	91,763,979	
第138回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	98,902,000	100,570,476	
第139回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	99,203,000	100,561,089	
第141回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	499,215,000	501,990,635	
第143回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	100,000,000	
第7回成田国際空港株式会社社債	100,000,000	100,736,000	
第50回日本学生支援債券	100,000,000	99,968,000	
第51回日本学生支援債券	200,000,000	199,914,000	
第52回日本学生支援債券	100,000,000	99,941,000	
第53回日本学生支援債券	100,000,000	99,933,000	
第15回沖縄振興開発金融公庫債券	300,000,000	304,749,000	
ゴールドマン・サックスEMTN2018	400,000,000	399,874,000	
第21回ルノ一円貨社債(2018)	400,000,000	395,288,000	
第3回ビー・エヌ・ピー・パリバ円貨社債(2018)	100,000,000	98,976,000	
第1回ソシエテ ジェネラル円貨社債(劣後)	100,000,000	104,150,000	
第8回株式會社ケーティー円貨社債(2018)	200,000,000	200,116,000	
第51回東日本高速道路株式会社社債	100,000,000	99,983,000	
第72回中日本高速道路株式会社社債	300,000,000	299,808,000	
第40回西日本高速道路株式会社社債	300,000,000	299,820,000	
第42回西日本高速道路株式会社社債	300,000,000	299,760,000	
第44回西日本高速道路株式会社社債	400,000,000	399,584,000	
第6回西松建設株式会社無担保社債	100,000,000	100,152,000	
第3回戸田建設株式会社無担保社債	400,000,000	400,224,000	
第3回五洋建設株式会社無担保社債	100,000,000	101,143,000	
第4回五洋建設株式会社無担保社債	200,000,000	199,994,000	
第3回協和エクシオ株式会社無担保社債	100,000,000	100,105,000	
第1回三井製糖株式会社無担保社債	200,000,000	200,214,000	

第1回パーソルホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	99,992,000	
第2回パーソルホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	100,104,000	
第16回森永乳業株式会社無担保社債	100,000,000	100,118,000	
第12回アサヒグループホールディングス株式会社無担保社債	300,000,000	302,007,000	
第11回キリンホールディングス株式会社無担保社債	200,000,000	200,040,000	
第3回サントリー食品インターナショナル株式会社無担保社債	100,000,000	99,876,000	
第4回サントリー食品インターナショナル株式会社無担保社債	300,000,000	299,670,000	
第11回日清オイリオグループ株式会社無担保社債	100,000,000	100,218,000	
第27回双日株式会社無担保社債	200,000,000	200,476,000	
第35回双日株式会社無担保社債	100,000,000	101,013,000	
第12回日本たばこ産業株式会社社債	500,000,000	499,555,000	
第13回日本たばこ産業株式会社社債	200,000,000	201,102,000	
第3回J. フロント リテイリング株式会社無担保社債	100,000,000	100,234,000	
第22回森ビル株式会社無担保社債	400,000,000	398,664,000	
第16回東急不動産ホールディングス株式会社無担保社債	300,000,000	298,140,000	
第31回東レ株式会社無担保社債	100,000,000	100,210,000	
第6回株式会社クラレ無担保社債	100,000,000	99,816,000	
第7回株式会社クラレ無担保社債	100,000,000	100,171,000	
第1回日本土地建物株式会社無担保社債	300,000,000	300,699,000	
第3回日本土地建物株式会社無担保社債	100,000,000	99,974,000	
第19回大王製紙株式会社無担保社債	200,000,000	199,890,000	
第21回大王製紙株式会社無担保社債	200,000,000	200,166,000	
第18回レンゴー株式会社無担保社債	100,000,000	100,876,000	
第27回昭和電工株式会社無担保社債	100,000,000	101,616,000	
第13回大陽日酸株式会社無担保社債	100,000,000	100,016,000	
第45回三井化学株式会社無担保社債	100,000,000	100,417,000	
第11回ダイセル化学工業株式会社無担保社債	100,000,000	100,193,000	
第1回株式会社電通無担保社債	300,000,000	300,471,000	
第3回株式会社電通無担保社債	300,000,000	304,125,000	
第5回花王株式会社無担保社債	200,000,000	200,464,000	
第1回大塚ホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	100,044,000	

第37回D I C株式会社無担保社債	100,000,000	104,886,000	
第42回D I C株式会社無担保社債	400,000,000	399,432,000	
第1回住友三井オートサービス株式会社無担保社債	100,000,000	100,003,000	
第5回出光興産株式会社無担保社債	300,000,000	300,945,000	
第8回J Xホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	100,824,000	
第3回バンドー化学株式会社無担保社債	100,000,000	100,568,000	
第24回太平洋セメント株式会社無担保社債	100,000,000	100,140,000	
第26回太平洋セメント株式会社無担保社債	200,000,000	199,856,000	
第27回太平洋セメント株式会社無担保社債	100,000,000	101,076,000	
第8回日本特殊陶業株式会社無担保社債	100,000,000	99,935,000	
第9回日本特殊陶業株式会社無担保社債	200,000,000	201,130,000	
第4回ニチアス株式会社無担保社債	300,000,000	300,576,000	
第7回新日鐵住金株式会社無担保社債	200,000,000	199,616,000	
第24回ジェイエフイーホールディングス株式会社無担保社債	500,000,000	498,920,000	
第25回ジェイエフイーホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	100,112,000	
第32回日立金属株式会社無担保社債	200,000,000	201,302,000	
第32回三菱マテリアル株式会社無担保社債	200,000,000	199,832,000	
第33回三菱マテリアル株式会社無担保社債	200,000,000	198,342,000	
第47回古河電気工業株式会社無担保社債	200,000,000	199,094,000	
第27回住友電気工業株式会社無担保社債	200,000,000	199,800,000	
第12回YKK株式会社無担保社債	800,000,000	798,808,000	
第1回株式会社リクルートホールディングス無担保社債	200,000,000	200,154,000	
第34回株式会社豊田自動織機無担保社債	200,000,000	199,644,000	
第9回株式会社荏原製作所無担保社債	100,000,000	100,270,000	
第10回株式会社椿本チエイン無担保社債	100,000,000	100,386,000	
第3回セガサミーホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	100,058,000	
第45回日本精工株式会社無担保社債	200,000,000	202,078,000	
第49回日本精工株式会社無担保社債	200,000,000	200,766,000	
第13回THK株式会社無担保社債	200,000,000	200,088,000	
第1回株式会社明電舎無担保社債	100,000,000	100,481,000	
第5回日本電産株式会社無担保社債	100,000,000	99,957,000	
第6回日本電産株式会社無担保社債	500,000,000	499,645,000	
第49回日本電気株式会社無担保社債	100,000,000	99,944,000	
第51回日本電気株式会社無担保社債	100,000,000	100,257,000	
第54回日本電気株式会社無担保社債	100,000,000	100,126,000	

第15回パナソニック株式会社無担保社債	400,000,000	400,760,000	
第16回株式会社デンソー無担保社債	100,000,000	99,840,000	
第1回株式会社村田製作所無担保社債	400,000,000	400,068,000	
第39回株式会社IHI無担保社債	100,000,000	100,063,000	
第11回JA三井リース株式会社無担保社債	200,000,000	200,040,000	
第3回昭和リース株式会社無担保社債	500,000,000	499,235,000	
第2回コンコルディア・フィナンシャルグループ(劣後)	100,000,000	99,858,000	
第3回コンコルディア・フィナンシャルグループ(劣後)	100,000,000	100,026,500	
第1回明治安田生命2017基金特定目的会社特定社債	300,000,000	300,657,000	
第3回明治安田生命保険無担保社債(劣後特約付)	400,000,000	405,198,000	
第2回三井住友トラスト・パナソニックファイナンス無担保社債	100,000,000	100,162,000	
第3回三井住友トラスト・パナソニックファイナンス無担保社債	100,000,000	99,899,000	
第1回愛三工業株式会社無担保社債	100,000,000	100,216,000	
第1回日本生命第1回劣後ローン流動化株式会社無担保(劣後)	200,000,000	201,909,000	
第1回日本生命第2回劣後ローン流動化株式会社無担保(劣後)	400,000,000	402,428,000	
第1回明治安田生命2018基金特定目的会社特定社債	100,000,000	99,975,000	
第2回株式会社第一興商無担保社債	100,000,000	100,218,000	
第3回兼松株式会社無担保社債	100,000,000	100,129,000	
第1回ユニー・ファミリーマートホールディングス無担保社債	300,000,000	300,402,000	
第29回阪和興業株式会社無担保社債	200,000,000	200,164,000	
第30回阪和興業株式会社無担保社債	100,000,000	99,852,000	
第33回株式会社丸井グループ無担保社債	100,000,000	99,847,000	
第69回株式会社クレディセゾン無担保社債	200,000,000	199,618,000	
第2回株式会社新生銀行無担保社債	200,000,000	200,404,000	
第5回株式会社新生銀行無担保社債	100,000,000	99,806,000	
第6回株式会社新生銀行無担保社債	200,000,000	199,852,000	
第7回株式会社あおぞら銀行無担保社債	200,000,000	199,988,000	
第9回株式会社あおぞら銀行無担保社債	200,000,000	200,002,000	
第19回株式会社あおぞら銀行無担保社債	100,000,000	99,970,000	
第21回株式会社あおぞら銀行無担保社債	500,000,000	499,830,000	
第17回株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ(劣後)	100,000,000	99,632,000	

第19回株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ(劣後)	100,000,000	100,002,000	
第12回株式会社りそなホールディングス無担保社債	300,000,000	299,880,000	
第18回株式会社りそなホールディングス無担保社債	300,000,000	299,763,000	
第9回三井住友トラスト・ホールディングス無担保社債(劣後)	400,000,000	400,340,000	
第10回三井住友トラスト・ホールディングス無担保社債(劣後)	100,000,000	99,587,000	
第11回三井住友トラスト・ホールディングス無担保社債(劣後)	200,000,000	199,778,000	
第4回株式会社りそな銀行無担保社債(劣後特約付)	100,000,000	100,672,000	
第11回株式会社りそな銀行無担保社債(劣後特約付)	100,000,000	104,600,000	
第1回株式会社千葉銀行無担保社債(劣後特約付)	100,000,000	102,361,000	
第3回株式会社群馬銀行無担保社債(劣後特約付)	200,000,000	199,640,000	
第6回みずほフィナンシャルグループ(劣後特約付)	500,000,000	503,630,000	
第7回みずほフィナンシャルグループ(劣後特約付)	500,000,000	506,800,000	
第1回NTTファイナンス株式会社無担保社債	200,000,000	199,978,000	
第42回株式会社日産フィナンシャルサービス無担保社債	200,000,000	199,400,000	
第46回株式会社日産フィナンシャルサービス無担保社債	100,000,000	99,856,000	
第48回株式会社日産フィナンシャルサービス無担保社債	100,000,000	99,735,000	
第50回株式会社日産フィナンシャルサービス無担保社債	200,000,000	199,322,000	
第21回東京センチュリー株式会社無担保社債	200,000,000	200,426,000	
第23回東京センチュリー株式会社無担保社債	100,000,000	100,060,000	
第26回東京センチュリー株式会社無担保社債	200,000,000	199,622,000	
第48回株式会社ホンダファイナンス無担保社債	300,000,000	299,298,000	
第83回トヨタファイナンス株式会社無担保社債	200,000,000	199,920,000	
第84回トヨタファイナンス株式会社無担保	600,000,000	598,908,000	

社債			
第32回リコーリース株式会社無担保社債	400,000,000	399,568,000	
第3回イオンフィナンシャルサービス株式会社無担保社債	100,000,000	100,173,000	
第1回イオンプロダクトファイナンス株式会社無担保社債	300,000,000	302,391,000	
第75回アコム株式会社無担保社債	200,000,000	199,796,000	
第77回アコム株式会社無担保社債	300,000,000	298,929,000	
第19回株式会社ジャックス無担保社債	100,000,000	99,894,000	
第20回株式会社ジャックス無担保社債	300,000,000	299,970,000	
第13回株式会社オリエントコーポレーション無担保社債	100,000,000	100,051,000	
第18回株式会社オリエントコーポレーション無担保社債	200,000,000	199,716,000	
第71回日立キャピタル株式会社無担保社債	100,000,000	99,914,000	
第72回日立キャピタル株式会社無担保社債	200,000,000	200,822,000	
第74回日立キャピタル株式会社無担保社債	200,000,000	199,954,000	
第193回オリックス株式会社無担保社債	100,000,000	99,939,000	
第18回三井住友ファイナンス&リース株式会社無担保社債	200,000,000	200,040,000	
第19回三井住友ファイナンス&リース株式会社無担保社債	300,000,000	299,955,000	
第60回三菱UFJリース株式会社無担保社債	200,000,000	199,954,000	
第63回三菱UFJリース株式会社無担保社債	100,000,000	99,929,000	
第1回三菱UFJリース株式会社無担保社債	100,000,000	100,060,000	
第16回株式会社大和証券グループ本社無担保社債	100,000,000	101,023,000	
第46回野村ホールディングス株式会社無担保社債	200,000,000	200,432,000	
第51回野村ホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	100,365,000	
第1回野村ホールディングス株式会社無担保社債	200,000,000	199,688,000	
第1回第一生命ホールディングス無担保社債(劣後)	100,000,000	100,024,000	
第3回三井住友海上火災保険株式会社無担保社債(劣後特約付)	100,000,000	100,990,500	
第12回NECキャピタルソリューション株式会社無担保社債	100,000,000	100,277,000	
第1回株式会社T&Dホールディングス無担保社債(劣後特約付)	200,000,000	203,207,000	
第64回三井不動産株式会社無担保社債	100,000,000	100,018,000	

第16回日本ビルファンド投資法人無担保投資法人債	400,000,000	397,780,000	
第8回森トラスト総合リート投資法人無担保投資法人債	400,000,000	399,356,000	
第1回森トラスト・ホールディングス無担保社債	500,000,000	494,680,000	
第28回相鉄ホールディングス株式会社無担保社債	200,000,000	201,542,000	
第29回相鉄ホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	101,010,000	
第37回相鉄ホールディングス株式会社無担保社債	200,000,000	201,080,000	
第106回近鉄グループホールディングス株式会社無担保社債	200,000,000	201,760,000	
第48回名古屋鉄道株式会社無担保社債	100,000,000	100,926,000	
第40回日本郵船株式会社無担保社債	200,000,000	198,808,000	
第63回日本電信電話株式会社電信電話債券	400,000,000	409,892,000	
第500回中部電力株式会社社債	100,000,000	103,327,000	
第499回関西電力株式会社社債	100,000,000	102,296,000	
第517回関西電力株式会社社債	200,000,000	200,008,000	
第521回関西電力株式会社社債	300,000,000	299,463,000	
第524回関西電力株式会社社債	200,000,000	201,174,000	
第402回中国電力株式会社社債	200,000,000	200,108,000	
第322回北陸電力株式会社社債	100,000,000	100,441,000	
第302回四国電力株式会社社債	100,000,000	100,872,000	
第437回九州電力株式会社社債	100,000,000	102,535,000	
第444回九州電力株式会社社債	210,000,000	209,842,500	
第445回九州電力株式会社社債	200,000,000	200,456,000	
第467回九州電力株式会社社債	100,000,000	100,001,000	
第469回九州電力株式会社社債	200,000,000	200,128,000	
第308回北海道電力株式会社社債	100,000,000	101,614,000	
第319回北海道電力株式会社社債	500,000,000	501,170,000	
第320回北海道電力株式会社社債	100,000,000	101,196,000	
第11回東京電力パワーグリッド株式会社社債	100,000,000	99,775,000	
第14回東京電力パワーグリッド株式会社社債	200,000,000	199,528,000	
第16回東京電力パワーグリッド株式会社社債	300,000,000	299,031,000	
第17回東京電力パワーグリッド株式会社社債	100,000,000	99,527,000	
第5回SCK株式会社無担保社債	300,000,000	299,805,000	

第4回株式会社ファーストリテイリング無担保社債	100,000,000	103,333,000	
第5回株式会社ファーストリテイリング無担保社債	200,000,000	199,620,000	
第6回株式会社ファーストリテイリング無担保社債	200,000,000	199,612,000	
社債券 合計	46,496,940,000	46,590,964,680	
合計	121,296,840,000	128,615,478,604	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。  
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づいて、当中間計算期間（2019年3月21日から2019年9月20日まで）の中間財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により中間監査を受けております。

## 独立監査人の中間監査報告書

2019年11月6日

東京海上アセットマネジメント株式会社  
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

久保直毅



当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている東京海上・国内債券ファンドの2019年3月21日から2019年9月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関する投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、東京海上・国内債券ファンドの2019年9月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2019年3月21日から2019年9月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 利害関係

東京海上アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 中間財務諸表

### 東京海上・国内債券ファンド

#### (1) 【中間貸借対照表】

		前期 2019年 3月20日現在	当中間計算期間末 2019年 9月20日現在
区分	注記番号	金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
親投資信託受益証券		350,319,782	351,814,460
未収入金		1,650,098	13,462,985
流動資産合計		351,969,880	365,277,445
資産合計		351,969,880	365,277,445
負債の部			
流動負債			
未払解約金		533,598	12,319,471
未払受託者報酬		77,012	78,879
未払委託者報酬		962,558	985,858
その他未払費用		76,930	78,777
流動負債合計		1,650,098	13,462,985
負債合計		1,650,098	13,462,985
純資産の部			
元本等			
元本	※1	276,512,026	273,108,777
剰余金			
中間剰余金又は中間欠損金(△)		73,807,756	78,705,683
(分配準備積立金)		24,718,089	22,145,398
元本等合計		350,319,782	351,814,460
純資産合計		350,319,782	351,814,460
負債純資産合計		351,969,880	365,277,445

(2) 【中間損益及び剩余金計算書】

		前中間計算期間 自 2018年 3月21日 至 2018年 9月20日	当中間計算期間 自 2019年 3月21日 至 2019年 9月20日
区分	注記番号	金額(円)	金額(円)
営業収益			
有価証券売買等損益		△2,047,777	7,155,188
営業収益合計		△2,047,777	7,155,188
営業費用			
受託者報酬		85,862	78,879
委託者報酬		1,073,170	985,858
その他費用		85,765	78,777
営業費用合計		1,244,797	1,143,514
営業利益又は営業損失(△)		△3,292,574	6,011,674
経常利益又は経常損失(△)		△3,292,574	6,011,674
中間純利益又は中間純損失(△)		△3,292,574	6,011,674
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額 又は一部解約に伴う中間純損失金額の分 配額(△)		9,347	410,575
期首剩余金又は期首次損金(△)		94,945,510	73,807,756
剩余金増加額又は欠損金減少額		8,050,267	7,561,073
中間一部解約に伴う剩余金増加額又は 欠損金減少額		—	—
中間追加信託に伴う剩余金増加額又は 欠損金減少額		8,050,267	7,561,073
剩余金減少額又は欠損金増加額		26,627,667	8,264,245
中間一部解約に伴う剩余金減少額又は 欠損金増加額		26,627,667	8,264,245
中間追加信託に伴う剩余金減少額又は 欠損金増加額		—	—
中間剩余金又は中間欠損金(△)		73,066,189	78,705,683

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	当中間計算期間 自 2019年 3月21日 至 2019年 9月20日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

区分	前期 2019年 3月20日現在	当中間計算期間末 2019年 9月20日現在
1. ※1 期首元本額	368,481,017円	276,512,026円
期中追加設定元本額	49,485,709円	27,508,714円
期中一部解約元本額	141,454,700円	30,911,963円
2. ※1 中間計算期間末における受益権の 総数	276,512,026口	273,108,777口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

前中間計算期間 自 2018年 3月21日 至 2018年 9月20日	当中間計算期間 自 2019年 3月21日 至 2019年 9月20日
該当事項はありません。	同 左

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 2019年 3月20日現在	当中間計算期間末 2019年 9月20日現在
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1) 有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記) に記載しております。  (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。  (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左  (2) デリバティブ取引 同左  (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

## (1口当たり情報に関する注記)

前期 2019年 3月20日現在	当中間計算期間末 2019年 9月20日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1,2669円 (12,669円)
	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)

(ご参考)

当ファンドは、「TMA日本債券マザーファンド」を主要な投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同ファンドの受益証券です。なお、同ファンドの状況は次のとおりです。

なお、以下に記載した情報は監査の対象ではありません。

#### 「TMA日本債券マザーファンド」の状況

##### (1) 貸借対照表

		2019年 3月20日現在	2019年 9月20日現在
区分	注記番号	金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
預金		550,000	1,650,000
コール・ローン		610,518,702	639,862,595
国債証券		76,854,704,794	55,094,994,638
地方債証券		2,466,218,130	1,516,486,639
特殊債券		2,703,591,000	1,703,105,000
社債券		46,590,964,680	30,228,986,113
未収入金		1,515,343,000	5,830,458,940
未収利息		68,445,377	41,413,303
前払費用		10,951,297	5,749,929
流動資産合計		130,821,286,980	95,062,707,157
資産合計		130,821,286,980	95,062,707,157
負債の部			
流動負債			
未払金		1,507,522,000	5,823,798,740
未払解約金		374,225,787	157,452,325
未払利息		1,323	1,301
流動負債合計		1,881,749,110	5,981,252,366
負債合計		1,881,749,110	5,981,252,366
純資産の部			
元本等			
元本	※1	91,593,901,917	62,043,123,024
剰余金			
剰余金又は欠損金(△)		37,345,635,953	27,038,331,767
元本等合計		128,939,537,870	89,081,454,791
純資産合計		128,939,537,870	89,081,454,791
負債純資産合計		130,821,286,980	95,062,707,157

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 2019年 3月21日 至 2019年 9月20日
有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	2019年 3月20日現在	2019年 9月20日現在
1. ※1 本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	111,760,631,161円	91,593,901,917円
同期中における追加設定元本額	24,067,414,988円	8,352,268,084円
同期中における一部解約元本額	44,234,144,232円	37,903,046,977円
同中間期末における元本額	91,593,901,917円	62,043,123,024円
元本の内訳*		
東京海上・国内債券ファンド	248,859,688円	245,030,269円
東京海上・未来設計ファンド1	18,862,083円	19,025,402円
東京海上・未来設計ファンド2	33,976,094円	33,680,227円
東京海上・未来設計ファンド3	69,721,379円	66,996,177円
東京海上・未来設計ファンド4	7,731,665円	7,642,935円
東京海上セレクション・バランス30	3,310,659,622円	3,424,357,324円
東京海上セレクション・バランス50	4,236,539,383円	4,306,433,819円
東京海上セレクション・バランス70	1,018,829,711円	1,033,133,651円
東京海上セレクション・日本債券	11,579,571,052円	11,980,166,225円
東京海上・日本債券オープン（野村SMA向け）	6,964,788,331円	6,703,400,788円
東京海上・日本債券オープン（野村SMA・EW向け）	20,370,732,533円	21,389,128,708円
東京海上・年金運用型戦略ファンド（年1回決算型）	108,802,413円	124,929,051円
TMAバランス25VA〈適格機関投資家限定〉	941,898,718円	894,434,035円
TMAバランス50VA〈適格機関投資家限定〉	82,116,601円	76,348,461円
TMAバランス75VA〈適格機関投資家限定〉	9,998,741円	8,441,149円
東京海上・日本債券オープンF（適格機関投資家専用）	42,590,813,903円	11,729,974,803円
計	91,593,901,917円	62,043,123,024円
2. ※1 本書における開示対象ファンドの中間計算期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	91,593,901,917口	62,043,123,024口

(注) \*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

区分	2019年 3月20日現在	2019年 9月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。  (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。  (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左  (2)デリバティブ取引 同左  (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

## (1口当たり情報に関する注記)

2019年 3月20日現在	2019年 9月20日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額	1.4077円 14,077円)
	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額

## 2 【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

2019年9月30日現在

種類	金額
I 資産総額	351, 714, 235 円
II 負債総額	60, 273 円
III 純資産総額 (I - II)	351, 653, 962 円
IV 発行済数量	273, 126, 078 口
V 1 単位当たり純資産額 (III / IV)	1. 2875 円

(ご参考：親投資信託の現況)

TMA日本債券マザーファンド

2019年9月30日現在

種類	金額
I 資産総額	89, 861, 196, 028 円
II 負債総額	580, 397, 971 円
III 純資産総額 (I - II)	89, 280, 798, 057 円
IV 発行済数量	62, 205, 321, 263 口
V 1 単位当たり純資産額 (III / IV)	1. 4353 円

## 第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、振替受益権となり、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

### 1. 名義書換

該当事項はありません。

### 2. 受益者に対する特典

特典はありません。

### 3. 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

### 4. 受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

### 5. 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

### 6. 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

### 7. 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）にお支払いします。

### 8. 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

## 第三部 【委託会社等の情報】

### 第1 【委託会社等の概況】

#### 1 【委託会社等の概況】

2019年9月末日現在、資本金の額は20億円です。なお、会社の発行可能株式総数は160,000株であり、38,300株を発行済みです。

委託会社業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役の選任は株主総会において、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。取締役の任期は、選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役を選任します。

投資信託の投資運用の意思決定プロセスは以下の通りです。

- ①運用本部で運用計画案、収益分配方針案等の運用の基本方針案を作成します。
- ②運用の基本方針は、運用本部長を委員長とする投資政策委員会で投資環境見通し等をふまえて決定されます。
- ③決定された運用の基本方針に基づき、具体的運用計画を策定し、運用を行います。
- ④売買の執行はトレーディング部が行います。
- ⑤運用部門とは独立した管理部門にて運用評価、ガイドライン遵守状況のチェックを行い、管理本部長を委員長とし運用管理部を事務局とする運用管理委員会に結果報告します。
- ⑥運用管理委員会から投資政策委員会へ運用評価、ガイドライン遵守状況がフィードバックされ次の基本方針決定に生かされます。

#### 2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

2019年9月末日現在、委託会社が運用を行っている証券投資信託（親投資信託を除きます。）は次の通りです。

	本数	純資産総額（百万円）
追加型公社債投資信託	0	0
追加型株式投資信託	184	2,791,333
単位型公社債投資信託	2	7,083
単位型株式投資信託	4	15,595
合計	190	2,814,011

### 3 【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第34期事業年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

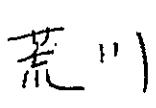
## 独立監査人の監査報告書

2019年6月3日

東京海上アセットマネジメント株式会社  
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

荒川 進  


指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

久保直毅  


当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている東京海上アセットマネジメント株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第34期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上アセットマネジメント株式会社の2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## (1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第33期 (2018年3月31日現在)	第34期 (2019年3月31日現在)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金・預金	16,828,496	17,817,927
前払費用	150,894	208,412
未収委託者報酬	1,524,731	1,954,575
未収収益	2,530,730	1,951,601
未収入金	1,919	1,809
その他の流動資産	23,613	21,491
<b>流動資産計</b>	<b>21,060,384</b>	<b>21,955,817</b>
<b>固定資産</b>		
有形固定資産	* 1        547,215	* 1        509,917
建物	409,858	379,427
器具備品	136,834	130,490
リース資産	522	-
無形固定資産	34,467	53,138
電話加入権	3,795	3,795
ソフトウエア仮勘定	30,672	49,343
投資その他の資産	2,706,769	2,769,418
投資有価証券	43,545	43,201
関係会社株式	1,673,049	1,673,049
その他の関係会社有価証券	31,200	31,200
長期前払費用	10,541	28,546
敷金	450,632	450,632
その他長期差入保証金	10,865	10,030
繰延税金資産	486,934	532,758
<b>固定資産計</b>	<b>3,288,452</b>	<b>3,332,475</b>
<b>資産合計</b>	<b>24,348,837</b>	<b>25,288,293</b>
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
リース債務	548	-
未払金	2,563,951	2,534,676
未払手数料	634,789	872,217
その他未払金	1,929,162	1,662,458
未払費用	530,106	455,110
未払消費税等	262,100	73,427
未払法人税等	960,000	698,000
預り金	43,264	54,312
前受収益	3,156	3,353
賞与引当金	282,443	313,291
<b>流動負債計</b>	<b>4,645,570</b>	<b>4,132,173</b>
<b>固定負債</b>		
退職給付引当金	386,552	378,099
<b>固定負債計</b>	<b>386,552</b>	<b>378,099</b>
<b>負債合計</b>	<b>5,032,123</b>	<b>4,510,272</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>	<b>19,314,136</b>	<b>20,775,924</b>
<b>資本剰余金</b>	<b>2,000,000</b>	<b>2,000,000</b>
	400,000	400,000

その他資本剰余金	400,000	400,000
利益剰余金	16,914,136	18,375,924
利益準備金	500,000	500,000
その他利益剰余金	16,414,136	17,875,924
特別償却準備金	38	16
繰越利益剰余金	16,414,098	17,875,907
評価・換算差額等	2,577	2,096
その他有価証券評価差額金	2,577	2,096
純資産合計	19,316,713	20,778,021
負債・純資産合計	24,348,837	25,288,293

## (2) 【損益計算書】

(単位 : 千円)

	第33期 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	第34期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
<b>営業収益</b>		
委託者報酬	11,741,085	12,725,446
運用受託報酬	11,384,860	9,897,931
投資助言報酬	68,541	69,049
その他営業収益	215,481	328,576
<b>営業収益計</b>	<b>23,409,968</b>	<b>23,021,003</b>
<b>営業費用</b>		
支払手数料	5,463,460	5,892,133
広告宣伝費	176,289	212,070
調査費	6,331,477	5,956,517
調査費	2,359,989	3,009,203
委託調査費	3,971,487	2,947,314
委託計算費	110,708	119,436
営業雑経費	226,401	238,392
通信費	30,555	32,765
印刷費	160,440	167,851
協会費	21,276	20,903
諸会費	6,349	8,374
図書費	7,778	8,498
<b>営業費用計</b>	<b>12,308,336</b>	<b>12,418,551</b>
<b>一般管理費</b>		
給料	3,103,124	3,450,052
役員報酬	132,792	117,075
給料・手当	2,139,811	2,360,494
賞与	830,521	972,483
交際費	16,511	19,897
寄付金	3,384	131
旅費交通費	181,123	200,290
租税公課	142,241	139,043
不動産賃借料	375,691	377,671
役員退職慰労金	6,710	-
退職給付費用	114,711	113,433
賞与引当金繰入	282,443	313,291
固定資産減価償却費	76,622	106,175
法定福利費	499,149	567,366
福利厚生費	8,917	10,913
諸経費	437,854	480,371

一般管理費計		5, 248, 487		5, 778, 637
営業利益		5, 853, 144		4, 823, 815
営業外収益				
受取利息		472		421
受取配当金	* 1	107, 891	* 1	5, 041
匿名組合投資利益	* 1	50, 146	* 1	59, 798
雑益		11, 209		16, 161
営業外収益計		169, 720		81, 422
営業外費用				
為替差損		19, 974		33, 574
雑損		2, 653		2, 395
営業外費用計		22, 628		35, 970
経常利益		6, 000, 236		4, 869, 267
特別損失				
器具備品除却損		257		0
特別損失計		257		0
税引前当期純利益		5, 999, 979		4, 869, 267
法人税、住民税及び事業税		1, 806, 783		1, 551, 497
法人税等調整額		△19, 919		△ 45, 612
法人税等合計		1, 786, 863		1, 505, 884
当期純利益		4, 213, 116		3, 363, 382

### (3) 【株主資本等変動計算書】

第33期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金	
当期首残高	2, 000, 000	400, 000	400, 000	500, 000	79	13, 984, 954
当期変動額						
剰余金の配当						△ 1, 784, 014
特別償却準備金の取崩					△ 41	41
当期純利益						4, 213, 116
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計	-	-	-	-	△ 41	2, 429, 143
当期末残高	2, 000, 000	400, 000	400, 000	500, 000	38	16, 414, 098

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本 合計	その他	評価・換算 差額等 合計	
			有価証券 評価差額金		
当期首残高	14, 485, 034	16, 885, 034	2, 011	2, 011	16, 887, 045
当期変動額					
剰余金の配当	△ 1, 784, 014	△ 1, 784, 014			△ 1, 784, 014
特別償却準備金の取崩	-	-			-
当期純利益	4, 213, 116	4, 213, 116			4, 213, 116

株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			565	565	565
当期変動額合計	2, 429, 102	2, 429, 102	565	565	2, 429, 667
当期末残高	16, 914, 136	19, 314, 136	2, 577	2, 577	19, 316, 713

第34期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

(単位：千円)

資本金	株主資本						
	資本剰余金		利益剰余金				
	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金		特別償却 準備金	繰越利益 剰余金
当期首残高	2, 000, 000	400, 000	400, 000	500, 000	38	△ 21	16, 414, 098
当期変動額							
剰余金の配当						△ 1, 901, 595	
特別償却準備金の取崩						△ 21	21
当期純利益							3, 363, 382
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	-	-	-	△ 21	1, 461, 809	
当期末残高	2, 000, 000	400, 000	400, 000	500, 000	16		17, 875, 907

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等 合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	16, 914, 136	19, 314, 136	2, 577	2, 577	19, 316, 713
当期変動額					
剰余金の配当	△ 1, 901, 595	△ 1, 901, 595			△ 1, 901, 595
特別償却準備金の取崩	-	-			-
当期純利益	3, 363, 382	3, 363, 382			3, 363, 382
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△ 480	△ 480	△ 480
当期変動額合計	1, 461, 787	1, 461, 787	△ 480	△ 480	1, 461, 307
当期末残高	18, 375, 924	20, 775, 924	2, 096	2, 096	20, 778, 021

## 注記事項

### 重要な会計方針

第34期 自 2018年4月1日 至 2019年3月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法 (1) 子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価を把握することが極めて困難と認められるもの

移動平均法による原価法

## 2. 固定資産の減価償却の方法

### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。また、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として3年間で均等償却する方法を採用しております。

### (2) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リースに係る有形固定資産中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

## 3. 引当金の計上基準

### (1) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額の当期負担額を計上しております。

### (2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

## 4. 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

第34期

自 2018年4月1日

至 2019年3月31日

・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日）

・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日）

### (1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

### (2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

### (3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

(表示方法の変更)

第34期 自 2018年4月1日 至 2019年3月31日
(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。 この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」291,045千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」486,934千円に含めて表示しております。

(貸借対照表関係)

第33期 2018年3月31日現在	第34期 2019年3月31日現在
* 1. 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。	* 1. 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。
建物 51,080千円	建物 81,793千円
器具備品 424,930千円	器具備品 498,485千円
リース資産 3,395千円	リース資産 3,918千円

(損益計算書関係)

第33期 自 2017年4月1日 至 2018年3月31日	第34期 自 2018年4月1日 至 2019年3月31日
* 1. 関係会社との主な取引高は次のとおりであります。	* 1. 関係会社との主な取引高は次のとおりであります。
関係会社からの受取配当金 104,224千円 関係会社からの匿名組合契約に基づく利益の分配 50,146千円	関係会社からの受取配当金 4,800千円 関係会社からの匿名組合契約に基づく利益の分配 59,798千円

(株主資本等変動計算書関係)

第33期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

(単位: 株)

株式の種類	2017年4月1日 現在	増加	減少	2018年3月31日 現在
普通株式	38,300	-	-	38,300

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2017年6月30日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	1,784,014千円
(ロ) 1株当たり配当額	46,580円
(ハ) 基準日	2017年3月31日
(ニ) 効力発生日	2017年6月30日

- (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの  
2018年6月29日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	1,901,595千円
(ロ) 配当の原資	繰越利益剰余金
(ハ) 1株当たり配当額	49,650円
(ニ) 基準日	2018年3月31日
(ホ) 効力発生日	2018年6月29日

第34期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

(単位：株)

株式の種類	2018年4月1日 現在	増加	減少	2019年3月31日 現在
普通株式	38,300	-	-	38,300

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2018年6月29日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	1,901,595千円
(ロ) 1株当たり配当額	49,650円
(ハ) 基準日	2018年3月31日
(ニ) 効力発生日	2018年6月29日

- (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの  
2019年6月28日の定時株主総会において、次のとおり配当を提案する予定であります。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	2,017,644千円
(ロ) 配当の原資	繰越利益剰余金
(ハ) 1株当たり配当額	52,680円
(ニ) 基準日	2019年3月31日
(ホ) 効力発生日	2019年6月28日

(リース取引関係)

第33期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

1. リース資産の内容

事務機器の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

2. リース資産の減価償却の方法

「重要な会計方針」の「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載の通りであります。

第34期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

1. リース資産の内容

事務機器の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しておりましたが、当事業年度においてリース契約が満了しております。

2. リース資産の減価償却の方法

「重要な会計方針」の「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載の通りであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

第33期 自 2017年4月1日 至 2018年3月31日	第34期 自 2018年4月1日 至 2019年3月31日
<p>(1) 金融商品に対する取組方針 当社の資本は本来の事業目的のために使用することを基本とし、資産の運用に際しては、資産運用リスクを極力最小限に留めることを基本方針としております。</p> <p>(2) 金融商品の内容及びそのリスク 営業債権である未収収益は顧客の信用リスクに晒されており、未収委託者報酬は市場リスクに晒されております。投資有価証券は、主にファンドの自己設定に関連する投資信託であり、基準価額の変動リスクに晒されております。 営業債務である未払金は、ほとんど1年以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。</p> <p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制            ① 信用リスク 未収収益については、管理部門において取引先ごとに期日及び残高を把握することで、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。            ② 市場リスク 未収委託者報酬には、運用資産の悪化から回収できず当社が損失を被るリスクが存在しますが、過去の回収実績からリスクは僅少であると判断しております。 投資有価証券については、管理部門において定期的に時価を把握する体制としております。            ③ 流動性リスク 当社は、日々資金残高管理を行っており流動性リスクを管理しております。</p>	<p>(1) 金融商品に対する取組方針 同左</p> <p>(2) 金融商品の内容及びそのリスク 同左</p> <p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制            ① 信用リスク 同左            ② 市場リスク 同左            ③ 流動性リスク 同左</p>

2. 金融商品の時価等に関する事項

第33期（2018年3月31日現在）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含めておりません（（注2）参照）。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 現金・預金	16,828,496	16,828,496	-
(2) 未収委託者報酬	1,524,731	1,524,731	-
(3) 未収収益	2,530,730	2,530,730	-
(4) 未収入金	1,919	1,919	-

(5) 投資有価証券			
その他有価証券	43,545	43,545	-
(6) 預り金	(43,264)	(43,264)	-
(7) 未払金	(2,563,951)	(2,563,951)	-
(8) 未払費用	(530,106)	(530,106)	-
(9) 未払消費税等	(262,100)	(262,100)	-
(10) 未払法人税等	(960,000)	(960,000)	-

(\*)負債に計上されているものについては、( )で示しております。

第34期（2019年3月31日現在）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含めておりません（（注2）参照）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 現金・預金	17,817,927	17,817,927	-
(2) 未収委託者報酬	1,954,575	1,954,575	-
(3) 未収収益	1,951,601	1,951,601	-
(4) 未収入金	1,809	1,809	-
(5) 投資有価証券			
その他有価証券	43,201	43,201	-
(6) 預り金	(54,312)	(54,312)	-
(7) 未払金	(2,534,676)	(2,534,676)	-
(8) 未払費用	(455,110)	(455,110)	-
(9) 未払消費税等	(73,427)	(73,427)	-
(10) 未払法人税等	(698,000)	(698,000)	-

(\*)負債に計上されているものについては、( )で示しております。

#### （注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

第33期 2018年3月31日現在	第34期 2019年3月31日現在
(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収収益、(4) 未収入金、(6) 預り金、(7) 未払金、(8) 未払費用、(9) 未払消費税等及び(10) 未払法人税等  これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。	(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収収益、(4) 未収入金、(6) 預り金、(7) 未払金、(8) 未払費用、(9) 未払消費税等及び(10) 未払法人税等  同左
(5) 投資有価証券 時価の算定方法につきましては「重要な会計方針」の「1. 有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。	(5) 投資有価証券 同左

#### （注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

第33期 2018年3月31日現在	第34期 2019年3月31日現在
----------------------	----------------------

以下については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
子会社株式	1,640,302
関連会社株式	32,747
その他の関係会社	31,200
有価証券	
敷金	450,632
その他長期差入保証金	10,865

以下については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
子会社株式	1,640,302
関連会社株式	32,747
その他の関係会社	31,200
有価証券	
敷金	450,632
その他長期差入保証金	10,030

#### (注3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

第33期 2018年3月31日現在	第34期 2019年3月31日現在
該当事項はありません。	同左

#### (注4) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

第33期（2018年3月31日現在）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	16,827,976	-	-	-
未収委託者報酬	1,524,731	-	-	-
未収収益	2,530,730	-	-	-
未収入金	1,919	-	-	-
投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	-	19,743	5,000	-
合計	20,885,358	19,743	5,000	-

第34期（2019年3月31日現在）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	17,817,465	-	-	-
未収委託者報酬	1,954,575	-	-	-
未収収益	1,951,601	-	-	-
未収入金	1,809	-	-	-
投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	8,308	13,426	5,810	-
合計	21,733,759	13,426	5,810	-

#### (有価証券関係)

第33期 2018年3月31日現在	第34期 2019年3月31日現在
----------------------	----------------------

1. 子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 子会社株式1,640,302千円、関連会社株式32,747千円）並びにその他の関係会社有価証券（貸借対照表計上額 31,200千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができない、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

(単位：千円)

区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
①貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 証券投資信託	27,151	21,652	5,498
②貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 証券投資信託	16,394	18,178	△1,783
合計	43,545	39,831	3,714

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券  
該当事項はありません。

1. 子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 子会社株式1,640,302千円、関連会社株式32,747千円）並びにその他の関係会社有価証券（貸借対照表計上額 31,200千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができない、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

(単位：千円)

区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
①貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 証券投資信託	27,344	22,052	5,292
②貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 証券投資信託	15,856	18,126	△2,269
合計	43,201	40,179	3,022

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券  
同左

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に備えるため、非積立型の確定給付制度及び確定拠出年金制度を採用しております。

退職一時金制度（非積立型制度であります。）では、当社従業員を制度対象として、給与と勤続年数に基づき算出した一時金を支給しております。受入出向者については退職給付負担金を支払っており、損益計算書上の退職給付費用には当該金額が含まれております。貸借対照表上は出向期間3年以下の出向者に係る金額が退職給付引当金に、出向期間3年超の出向者に係る金額がその他未払金にそれぞれ含まれております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	第33期 自 2017年4月1日 至 2018年3月31日	第34期 自 2018年4月1日 至 2019年3月31日
退職給付引当金の期首残高	393, 213千円	386, 552千円
退職給付費用	46, 223千円	38, 082千円
退職給付の支払額	△43, 667千円	△37, 318千円
確定拠出年金制度への移管額	△9, 217千円	△9, 217千円
退職給付引当金の期末残高	386, 552千円	378, 099千円

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第33期 2018年3月31日現在	第34期 2019年3月31日現在
積立型制度の退職給付債務	-	-
年金資産	-	-
	-	-
非積立型制度の退職給付債務	386, 552千円	378, 099千円
貸借対照表に計上された負債と資産 の純額	386, 552千円	378, 099千円
退職給付引当金	386, 552千円	378, 099千円
貸借対照表に計上された負債と資産 の純額	386, 552千円	378, 099千円

(3) 退職給付費用

	第33期 自 2017年4月1日 至 2018年3月31日	第34期 自 2018年4月1日 至 2019年3月31日
簡便法で計算した退職給付費用	37, 006千円	28, 865千円

3. 確定拠出制度  
当社の確定拠出制度への要拠出額は、第33期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）54, 764千円、第34期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）62, 736千円であります。

#### (税効果会計関係)

##### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第33期 (2018年3月31日現在)	第34期 (2019年3月31日現在)
繰延税金資産		
退職給付引当金	118, 362千円	115, 773千円
未払金	4, 251千円	3, 921千円
賞与引当金	86, 484千円	95, 929千円
未払法定福利費	10, 538千円	10, 904千円
未払事業所税	3, 288千円	3, 587千円
未払事業税	50, 364千円	40, 339千円
未払調査費	44, 622千円	83, 845千円
減価償却超過額	78, 443千円	98, 061千円

繰延資産超過額	237千円	1, 733千円
未払確定拠出年金	1, 519千円	1, 664千円
未収実績連動報酬	-	3, 881千円
過大確定拠出年金掛金	-	19千円
未払費用	89, 977千円	74, 029千円
繰延税金資産小計	488, 088千円	533, 691千円
評価性引当額	-	-
繰延税金資産合計	488, 088千円	533, 691千円
繰延税金負債		
特別償却準備金	16千円	7千円
その他有価証券評価差額金	1, 137千円	925千円
繰延税金負債合計	1, 154千円	932千円
繰延税金資産の純額	486, 934千円	532, 758千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第33期 (2018年3月31日現在)	第34期 (2019年3月31日現在)
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	同左

#### (セグメント情報等)

第33期 自 2017年4月1日 至 2018年3月31日	第34期 自 2018年4月1日 至 2019年3月31日
<p>[セグメント情報]</p> <p>当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。</p> <p>当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。</p> <p>[関連情報]</p> <p>1. 製品及びサービスごとの情報</p> <p>单一のサービス区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。</p> <p>2. 地域ごとの情報</p> <p>(1) 営業収益</p>	<p>[セグメント情報]</p> <p>同左</p> <p>[関連情報]</p> <p>1. 製品及びサービスごとの情報</p> <p>同左</p> <p>2. 地域ごとの情報</p> <p>(1) 営業収益</p>

<p>本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。</p> <p>(2) 有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。</p> <p>3. 主要な顧客ごとの情報 (1) 投資信託の名称 東京海上・円資産バランスファンド（毎月決算型）</p> <p>(2) 委託者報酬 2,915,606千円</p> <p>(3) 関連するセグメント名 投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメント</p>	<p>同左</p> <p>(2) 有形固定資産 同左</p> <p>3. 主要な顧客ごとの情報 (1) 投資信託の名称 東京海上・円資産バランスファンド（毎月決算型）</p> <p>(2) 委託者報酬 3,641,416千円</p> <p>(3) 関連するセグメント名 投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメント</p>
---	---

#### (関連当事者情報)

第33期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

##### 1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等  
重要な取引はありません。

(2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等  
重要な取引はありません。

(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社の他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権の 所有 割合	関連当 事者と の関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の 親会社 をもつ 会社	東京海上日動火災 保険株式会社	東京都 千代田区	101,994,694 千円	損害保険業	なし	運用の 一任	運用受 託報酬 の受取	1,518,481	未収収益	386,279
						役員の 兼任				
同一の 親会社 をもつ 会社	Delphi Capital Management, Inc.	米国・ ニューヨーク	USD 1千	資産運用業	なし	運用の 再委託	委託 調査費 の支払	936,716	未払金	288,919

(注) \*取引価格については、市場実勢等を勘案し、交渉の上決定しております。

\*取引金額には、消費税等は含まれておりません。

(4) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等  
重要な取引はありません。

##### 2. 親会社又は重要な関連会社に関する情報

(1) 親会社情報  
東京海上ホールディングス株式会社（東京証券取引所に上場）

- (2) 重要な関連会社の要約財務情報  
重要な関連会社はありません。

第34期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 関連当事者との取引

- (1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等  
重要な取引はありません。
- (2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等  
重要な取引はありません。
- (3) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等  
重要な取引はありません。
- (4) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等  
重要な取引はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する情報

- (1) 親会社情報

東京海上ホールディングス株式会社（東京証券取引所に上場）

- (2) 重要な関連会社の要約財務情報  
重要な関連会社はありません。

（1株当たり情報）

第33期 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	
1株当たり純資産額	504,352円83銭
1株当たり当期純利益金額	110,003円02銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎	
貸借対照表の純資産の部の合計額	19,316,713千円
純資産の部の合計額から控除する金額	—
普通株式に係る当期末の純資産額	19,316,713千円
1株当たり純資産額の算定に用いられた当期末の普通株式の数	38,300株
1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益金額	4,213,116千円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る当期純利益金額	4,213,116千円
普通株式の期中平均株式数	38,300株

第34期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
---------------------------------------

1 株当たり純資産額	542,507円07銭
1 株当たり当期純利益金額	87,816円78銭
なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
(注) 1 株当たり純資産額の算定上の基礎	
貸借対照表の純資産の部の合計額	20,778,021千円
純資産の部の合計額から控除する金額	—
普通株式に係る当期末の純資産額	20,778,021千円
1 株当たり純資産額の算定に用いられた当期末の普通株式の数	38,300株
1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益金額	3,363,382千円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る当期純利益金額	3,363,382千円
普通株式の期中平均株式数	38,300株

#### 4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要的取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5 【その他】

##### (1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

##### (2) 訴訟事件その他の重要事項

提出日現在、訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実、及び重要な影響を与えることが予想される事実はありません。

追加型証券投資信託

東京海上・国内債券ファンド

約　　款

東京海上アセットマネジメント株式会社

## **追加型証券投資信託 東京海上・国内債券ファンド 運用の基本方針**

約款第18条（運用の基本方針）の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

### **1. 基本方針**

当社が年金運用でつちかったノウハウを最大限に活用し、主として以下の方針で運用を行う「TMA日本債券マザーファンド受益証券」（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）に投資します。

- ①安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指とし、日本の債券に投資します。
- ②NOMURA-BPI（総合）をベンチマークとし、これを上回る投資成果を目標とします。

### **2. 運用方法**

#### (1) 投資対象

主としてマザーファンド受益証券に投資し、高位の組入比率を維持します。なお、このほか内外の債券等に直接投資することがあります。

#### (2) 投資態度

- ①主として日本の債券を主要投資対象として運用するマザーファンド受益証券に投資します。
- ②NOMURA-BPI（総合）をベンチマークとし、これを上回る投資成果を目標とします。
- ③当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。従って、実質的な運用は、マザーファンドで行うこととなります。
- ④ただし、資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

### **3. 運用制限**

- (1) 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。（ただし、転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権の行使により取得する場合に限ります。）
- (2) 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- (3) 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- (4) マザーファンド受益証券を除く投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (5) 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (6) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純

資産総額の5%以下とします。

- (7) 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (8) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートージャー、債券等エクスポートージャーおよびデリバティブ等エクスポートージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

#### **4. 収益分配方針**

毎決算時に、原則として次の方針に基づき分配を行います。

- ①分配対象額は、経費控除後の、繰越分を含めた利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ②収益分配金額は、委託者が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。
- ③収益の分配に充当せず、信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

## 追加型証券投資信託 東京海上・国内債券ファンド 約款

### 【信託の種類、委託者および受託者】

- 第1条 この信託は、証券投資信託であり、東京海上アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。
- ② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

### 【信託事務の委託】

- 第1条の2 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

### 【信託の目的、金額および追加信託の限度額】

- 第2条 委託者は、金34億5,000万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引受けます。
- ② 委託者は、受託者と合意のうえ金5兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行ったときは、受託者はその引受を証する書面を委託者に交付します。
- ③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

### 【信託期間】

- 第3条 この信託の期間は、原則として信託契約締結日から平成32年3月19日までとします。

### 【受益権の分割および再分割】

- 第4条 委託者は、第2条（信託の目的、金額および追加信託の限度額）第1項に規定する信託によって生じた受益権については34億5,000万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条（追加信託の時期、価額および口数、基準価額の計算方法）第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

### 【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

- 第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

### 【当初の受益者】

- 第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第4条（受益権の分割および再分割）の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

### 【追加信託の時期、価額および口数、基準価額の計算方法】

- 第7条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日（「営業日」とは、委託者の営業日をいいます。また、委託者の営業日以外の日を「休業日」といいます。以下同じ。）の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第27条（公社債の借入）に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。
- ③ 信託財産に属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算は、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、第29条（外国為替予約の指図）に規定する外国為替予約に基づく予約為替の評価は原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

### 【信託日時の異なる受益権の内容】

- 第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

### 【受益権の帰属と受益証券の不発行】

- 第9条 この信託の受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。
- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。
- なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。
- ③ 委託者は、第4条（受益権の分割および再分割）の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

- ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する証券会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

#### 【受益権の設定に係る受託者の通知】

第10条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

#### 【募集の取扱者】

第11条 <削除>

#### 【受益権の取得単位および価額】

第12条 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、第4条（受益権の分割および再分割）第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、1口の整数倍で委託者の指定する証券会社および登録金融機関が別に定める単位をもって取得申込に応じることができます。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者の指定する証券会社または登録金融機関は、取得申込者が委託者の指定する証券会社または登録金融機関と別に定める自動けいぞく投資契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結した場合に限り、1円以上1円単位をもって当該受益権の取得の申込に応ずることができるものとします。ただし、第46条（収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資）第2項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込を行う場合については、1口の整数倍をもって取得の申込に応ずることができます。
- ③ 前2項の取得申込者は委託者の指定する証券会社または登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該取得申込の代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
- ④ 第1項および第2項の規定にかかわらず、証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生し、委託者が追加設定を制限する措置を取った場合には、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受けた取得申込の受付を取消すことができます。
- ⑤ 第1項および第2項の受益権の価額は、取得申込受付日の基準価額とします。
- ⑥ 前項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第40条（信託の計算期間）に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

#### 【受益権の譲渡に係る記載または記録】

第12条の2 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### 【受益権の譲渡の対抗要件】

第12条の3 受益権の譲渡は、前条（受益権の譲渡に係る記載または記録）の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

#### 【受益証券の再交付】

第13条 <削除>

#### 【受益証券を毀損した場合等の再交付】

第14条 <削除>

#### 【受益証券の再交付の費用】

第15条 <削除>

### 【投資の対象とする資産の種類】

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条で定めるものをいいます。以下同じ。）および次項に掲げる特定資産以外の資産とします。

1. 有価証券
  2. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条（先物取引等の運用指図）、第23条（スワップ取引の運用指図）および第24条（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）に定めるものに限ります。）
  3. 金銭債権（1.4.に掲げるものに該当するものを除きます。）
  4. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
- ② この信託において投資の対象とする特定資産以外の資産は次に掲げるものとします。  
為替手形

### 【運用の指図範囲】

第17条 委託者は、信託金を、主として東京海上アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された「TMA日本債券マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権の行使により取得した株券および新株引受権証書
  2. 国債証券
  3. 地方債証券
  4. 特別の法律により法人の発行する債券
  5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
  6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
  7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
  8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
  9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
  10. コマーシャル・ペーパー
  11. 新株引受権証券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券
  12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
  13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
  14. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
  15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
  16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
  17. 預託証書（金融商品取引法第2条第20号で定めるものをいいます。）
  18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
  20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
  21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
  22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、第1号の証券または証書、第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券、第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものならびに第14号の投資法人債券を以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。
1. 預金
  2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
  3. コール・ローン
  4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であつて金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
  6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドに属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドに属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑦ 前3項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

#### **【受託者の自己または利害関係人との取引】**

- 第17条の2 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条および第30条（信託業務の委託等）において同じ。）、第30条（信託業務の委託等）第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条（投資の対象とする資産の種類）および前条（運用の指図範囲）第1項に定める資産への投資を行うことができます。
- ② 前項の取扱いは、第21条（信用取引の指図範囲）ないし第27条（公社債の借入）、第29条（外国為替予約の指図）、第35条（有価証券の売却等の指図）、第36条（再投資の指図）および第37条（資金の借入）における委託者の指図による取引についても同様とします。

#### **【運用の基本方針】**

- 第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

#### **【投資する株式等の範囲】**

- 第19条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

#### **【同一銘柄の株式等への投資制限】**

- 第20条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ② 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ③ 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であつて当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ④ 前3項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

#### **【信用取引の指図範囲】**

- 第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡または買戻により行うことの指図をすることができるものとします。
- ② 前項の信用取引の指図は、当該売付にかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付にかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

じて得た額をいいます。)との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付にかかる建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

#### 【先物取引等の運用指図】

- 第22条 委託者は、日本国内の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
- ② 委託者は、日本国内の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、日本国内の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

#### 【スワップ取引の運用指図】

- 第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条（信託期間）に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。

#### 【金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図】

- 第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第3条（信託期間）に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。

#### 【デリバティブ取引等に係る投資制限】

- 第24条の2 デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

#### 【有価証券の貸付の指図および範囲】

- 第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図することができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入の指図を行うものとします。

#### 【公社債の空売の運用指図】

- 第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産において借入れた公社債を含みます。）の引渡または買戻により行うことの指図をすることができるものとします。
- ② 前項の売付の指図は、当該売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その額を超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

#### 【公社債の借入】

- 第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入の指図をすることができます。なお、当該公社債の借入を行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- ② 前項の借入の指図は、当該借入にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行えるものとします。

- ③ 信託財産の一部解約等の事由により前項の借入にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入にかかる品借料は信託財産中から支弁します。

#### 【外貨建資産への投資制限、特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

- 第28条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドに属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
  - ③ 外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### 【外国為替予約の指図】

- 第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- ② 前項の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約との合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
  - ③ 信託財産の一部解約等の事由により前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

#### 【信用リスク集中回避のための投資制限】

- 第29条の2 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

#### 【信託業務の委託等】

- 第30条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条において同じ。）を含みます。）を委託先として選定します。
- 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
  - 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
  - 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
  - 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
- 1. 信託財産の保存に係る業務
  - 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
  - 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
  - 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

#### 【有価証券の保管】

- 第31条 <削除>

#### 【混載寄託】

- 第32条 金融機関または証券会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混載寄託できるものとします。

#### 【一括登録】

- 第33条 <削除>

#### 【信託財産の登記等および記載等の留保等】

- 第34条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとし

ます。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

#### 【有価証券の売却等の指図】

第35条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

#### 【再投資の指図】

第36条 委託者は、前条(有価証券の売却等の指図)の規定による一部解約の代金、売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

#### 【資金の借入】

第37条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

#### 【損益の帰属】

第38条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

#### 【受託者による資金の立替】

第39条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替をすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

#### 【信託の計算期間】

第40条 この信託の計算期間は、毎年3月21日から翌年3月20日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は平成13年3月30日から翌年3月20日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日（法令により、これと異なる日を計算期間終了日と定められている場合には、法令に従います。）とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条(信託期間)に定める信託期間の終了日とします。

#### 【信託財産に関する報告】

第41条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

#### 【信託事務の諸費用および監査報酬】

第42条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）相当額を含みます。）、信託財産にかかる監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等相当額ならびに受託者の立替えた立替金の利息（これらを以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

#### 【信託報酬の総額および支弁の時期】

第43条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第40条（信託の計算期間）に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の54の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月の終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁しま

す。

### 【収益の分配】

第44条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

② 每計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

### 【収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払に関する受託者の免責】

第45条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第46条（収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資）第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第46条（収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資）第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

### 【収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資】

第46条 収益分配金は、毎計算期間終了後1ヵ月以内の委託者の指定する日から委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付けにより増加した受益権は、第9条（受益権の帰属と受益証券の不発行）第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 一部解約金は、受益者の請求を受けた日から起算して、原則として5営業日目から委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において受益者に支払います。

⑤ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

### 【受益証券の混載保管および返還請求の取扱い】

第47条 <削除>

### 【収益分配金および償還金の時効】

第48条 受益者が、収益分配金については第46条（収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資）第1項に規定する支払開始日から5年間その支払を請求しないとき、信託終了による償還金について第46条（収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資）第3項に規定する支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

### 【一部解約】

第49条 受益者は、自己に帰属する受益権について、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受けた場合には、この信託契約の一部を解約します。この場合における一部解約の価額は、当該請求受付日の基準価額とします。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうとの引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

- ③ 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。
- ④ 委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することができるものとします。
- ⑤ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は、当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第2項の規定に準じて計算された価額とします。

#### **【質権口記載又は記録の受益権の取り扱い】**

第49条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

#### **【信託契約の解約】**

- 第50条 委託者は、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下ることとなったとき、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約を解約しないこととしたときは、解約をしない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合は適用しません。

#### **【信託契約に関する監督官庁の命令】**

- 第51条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第55条（信託約款の変更）の規定にしたがいます。

#### **【委託者の登録取消等に伴う取扱い】**

- 第52条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第55条（信託約款の変更）第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

#### **【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】**

- 第53条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡する THERE があります。
- ② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させること THERE あります。

#### **【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】**

- 第54条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第55条（信託約款の変更）の規定にしたがい、新受託者を選任します。
- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### **【信託約款の変更】**

- 第55条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則とし

て、公告を行いません。

- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

#### 【反対者の買取請求権】

第56条 第50条（信託契約の解約）に規定する信託契約の解約または前条（信託約款の変更）に規定する信託約款の変更を行う場合において、第50条（信託契約の解約）第3項または前条（信託約款の変更）第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

- ② 前項の買取請求の取扱いについては、委託者、受託者の協議により決定するものとします。

#### 【運用報告書に記載すべき事項の提供】

第56条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

#### 【信託期間の延長】

第56条の3 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

#### 【公告】

第57条 委託者が受益者に対する公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。  
<https://www.tokiomarineam.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### 【信託約款に関する疑義の取扱い】

第58条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者の協議により定めます。

#### 【附 則】

附則第1条 この信託約款において「自動けいぞく投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する証券会社または登録金融機関が締結する「自動けいぞく投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款または契約を含むものとします。この場合「自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

附則第2条 信託約款第46条（収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資）第5項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

附則第3条 平成18年12月29日現在の信託約款第9条（受益証券の発行および種類）、第10条（受益証券の発行についての受託者の認証）、第13条（受益証券の再交付）から第15条（受益証券の再交付の費用）の規定および受益証券に関する規定のうち受益権への読み替えに伴い変更等の生じた規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

附則第4条 第24条（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

附則第5条 第24条（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワ

ップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成13年3月30日

委託者 東京海上アセットマネジメント株式会社

受託者 三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社